

---

---

**論 説**

---

---

# 都市とラント平和裁判

—— 14世紀後期の事例から ——

若曾根 健 治

はじめに

## I マイッツ市民のある告訴事件について

### 1 1371年6月2日の判決執行認許書から

- (1) 事件の発端から被告の召喚へ
- (2) 被告の不出頭

### 2 1372年5月26日の判決執行認許書から

- (1) 城にたいする訴え
- (2) 城財産評価委員の設置に向けて

### 3 その後の経緯

- (1) 裁判所長官の病と長官職の交代
- (2) 和解案提示の意思表示
- (3) 被告にたいする平和維持軍の編成へ
- (4) 城の売却問題
- (5) ラント平和裁判の延期

### 4 1374年11月11日——事件のある収束

## II フランケン=バイエルンの都市について

### 1 ローテンブルク

- (1) 1356年の証書から
- (2) 1360年の保護状について
- (3) ある請願状より

## 論 説

- (4) 1359年の書簡から
- (5) 1373年の判決執行認許書から

### 2 ヴィンズハイム

- (1) 1356年の判決状から
- (2) 1381年の判決状から

### 3 レーゲンスブルクとシュトラウビンク

- (1) 契約違反をめぐる——1353年召喚状——レーゲンスブルク
- (2) 「ラント平和裁判の敵」[1]——1353年書簡——レーゲンスブルク
- (3) 「ラント平和裁判の敵」[2]——1354年書簡——シュトラウビンク
- (4) フェーデにおける傭兵の利用——1378年判決状——レーゲンスブルク

### Ⅲ ラント平和裁判周辺三題

- 1 市民を差し押えることが禁じられる——1350年書簡——レーゲンスブルク
- 2 裁判移管権の行使——1354年書簡——ヴェルツブルク
- 3 ラント平和裁判所吏員の報酬一斑——1353-56年書簡——レーゲンスブルク

おわりに

## はじめに

ラント平和裁判のありよう（しくみと訴訟）については、前稿<sup>(1)</sup>で触れた通り研究は必ずしも進展しているとはいえない実情にある。本稿はこうした事情を受けて考察をさらに一歩進めるころみのひとつである。

前稿では、ニュルンベルク市近郊に城館を構えた騎士ヒルポルト（若）・フォーム・シュタインと同市との間に、終身年金（定期金）売買契約の締結をめぐる生じた争いについて、フェーデ通告からラント平和裁判に至る（1272年9月～1373年4月）までを追った。発端から結末まで一事件を系統的に追跡できるような事例は、刊本史料だけからはなかなか得難いのが一般的な事情である。本事例は、そのなかなか得難い事例の一つであっ

たといえる。ともあれ、本事例からえられた結果によれば、ラント平和裁判には、正規の〈判決〉によるケースだけではなく、ラント平和裁判所における〈協議〉と〈仲裁〉とを経て〈和解〉に至るケースがあった。このような手続きの方法をとって、争いの様相の変化に即応しつつ、現実的な決着法の模索がなされた事例があったことが、わかった。

さて、前稿ではニュルンベルクに関わったが、国王肝煎りで成立したラント平和の誓約当事者であった都市——貴族や騎士と並ぶ他方の誓約当事者であった都市——としては、もちろんニュルンベルク以外にさまざまあった。そこで本稿では、ひとまずニュルンベルクを去って他の都市や市民を取り上げ、これら都市や市民がラント平和裁判とどのような関わりかたをみせているのか——こうした関わりかたの諸側面をみてみたい。これをみることで、本稿を、ラント平和裁判のありようを考える今後の仕事の一端ともしていききたい。

そこで本稿の第1節（Ⅰ）では前稿の伝に倣い、マインツのある市民が被った略奪の事件の顛末（1371年6月～1374年11月）を追い、事件がいかなる経緯をたどって決着に至ったのかをみたい。幸いにも、ある程度まとまった関係刊本史料を読むことができるからである。

第2節（Ⅱ）および第3節（Ⅲ）ではマインツの隣邦フランケン＝バイエルの諸都市でラント平和裁判に多かれ少なかれ関わった都市の一例として、ローテンブルク、ヴィンズハイム、ヴェルツブルク、レーゲンスブルク、シュトラウピンクを取り上げる。まず第2節（Ⅱ）では、当該諸都市が（系統的ではないが）個個のかたちをとって関係したさまざまなラント平和裁判の事例を考察する。次いで第3節（Ⅲ）では、都市とラント平和裁判とに関わってみいだされる周辺の問題で当面注目される事例を取り上げ、同裁判の制度的実態の一端を明らかにしたい。

本稿は以上によって、1350年代から1380年代というラント平和裁判の初期および中期時代において、同裁判が都市に関わってみせたさまざまな側面を、召喚状・判決状や判決執行認許書、保護状・請願状また書簡といった

関係諸文書を通して試みる。ラント平和やラント平和裁判といった「歴史上の特定なシチュエーション」(平野 謙)の中で、都市と市民とがいかなる関わりかたをし、どのような側面をみせているのかを素描しようとするのが、趣旨である。これを通して、フェーデの勢いが相変わらず猖獗を極める時代にあつて、かつラント平和誓約が頻りに交わされる時代において、ラント平和裁判所と訴訟当事者とは、どう<平和形成><sup>(2)</sup>に向き合っていたのか——当事者らによる向き合いかたを考えたい。

## I マインツ市民のある告訴事件について

マインツ市民のある告訴事件についてその顛末を示す文書として筆者が読むことができたのはすべて刊本史料であり、全部で七通になる。他に要録としてしか読むことができなかつたものが一通ある。日付を追って順次みていきたい。

### 1 1371年6月2日の判決執行認許書から

#### (1) 事件の発端から被告の召喚へ

まず取り上げるのは、長官アルブレヒト・フォン・フェステンベルクが裁判長となったラント平和裁判所十一人委員会の発行による1371年6月2日付けの証書 [A]<sup>(3)</sup>である。同十一人委員会は1371年2月2日フランケン=バイエルンのラント平和令によって設置された。委員は聖俗貴族側から五人および都市側から五人がそれぞれ選ばれ、委員長〔裁判長〕は皇帝カール四世が任命した。本証書は判決執行認許書であり、これはラント平和裁判によって下された判決の執行を、勝訴者(原告)に認許する旨を述べる文書である。勝訴者に宛てられた本証書には、ラント平和裁判所の印章が捺された。そこには、判決執行の認許についてのみならず、当該事件の発端、告訴から判決に至るまでの顛末も語られていて、事件の大筋のと

ころを知ることができる。

さて、判決の執行をおこなうのは、上記の通り勝訴した原告自身である。つまり、執行は裁判所の任務には属さず、当事者の仕事であった。では、執行の認許を受けた原告とはだれなのか。その名をハンネ・フライシュ・フォン・マイantz („Hannfleisch von Mentz“) と称した。彼はマイantz市民とみられている<sup>11</sup>。証書 [A] 自体には、彼がマイantzの〈市民〉であることを示している文言はみいだされない。彼の訴え——織布その他の財物を奪われた（下述）——の内容から窺うときは、市民と解して無理はないであろう。とくに具体的に織布が上がっているところをみると、彼は織布業者（商人もしくは手工業者）であったのかもしれない。

本証書によれば、ハンネは、ラント平和裁判所に、代弁人を伴って、ある訴えを起こし („klagt mit fursprechen“) た。被告は、貴族ペーター・フォン・エーレンフェルス („Petern von Erenuels, gesezzen zu Helfenberg“) 。城館ヘルフェンベルクを根拠としていた。では、彼にたいしてハンネはなにを訴えたのか。いわく「彼 [被告ペーター] とその支援者とは、彼 [原告ハンネ] 所有の織布、およびその他の財物を暴力によって不法に奪い取り (darumb daz er und sein helfer im seinew tuch und ander sein hab reupleichen genomen hett mit gwalt, on recht) …これによって (daran) 彼 [ハンネ] に2,000マルク銀の損害を与え (beschedit) た」と。もちろん、訴えをたんに口頭で主張するだけでは済まされなかった。そう主張するところには理由があることを、聖遺物匣を指差すことによって、保証しなければならなかった。原告ハンネは、これを彼の複数の使者を通してラント平和裁判所でおこなっ („als der vorgebant Hannfleisch…vor uns in gericht beweiset nach recht mit boten, die daruber zu den heiligen swuren, alz recht ist“) た。使者を通しておこなったということは、ハンネ自身がニュルンベルクにおけるラント平和裁判所にまで赴く余裕がなかったからであろうか。例えば、商売繁多のゆえに。彼が商人もしくは手工業者たるゆえんなのかもしれない。被告が雪冤宣誓をおこなう場合は格別として、このよう

## 論 説

に、原告が自己の主張をたんに保証するための宣誓については、使者（代理人）によっておこなっても、裁判所としてはさしつかえがないということなのであろうか。ここら辺りについては、必ずしもよくわからない。

ともあれ、告訴の手続き („von derselben klag und anspruch wegen“) が完了して初めて、裁判所は、被告ペーターに、「召喚状と差押状 (furgebot und pfantbrief)」とを送付し („von dem lantfrid gesant“) うる。「差押状」については詳らかではない。おそらく、被告が召喚に応じぬときは、原告は彼の財物を差し押えうる旨を述べる文書であろう。

## (2) 被告の不出頭

ところが、被告は召喚に応じなかつ („het er niht verantwort“) た。ために、裁判所は十一人委員会委員による宣誓に基づき、不出頭による被告敗訴の判決を下し („Do ward erteilt mit gemeiner volg und urteil auf die eyde“) た。あわせて、原告に判決執行認許書を交付す („sein volbrief geben“) ることにした。これは、むろんただ一回の召喚による被告の不出頭の結果ではなく召喚状の送付は数回実施されたのであろう。しかしこの辺りの事情の詳細はわからない。ともあれ、こうしてハンネは、ペーターに2,000マルク銀を賠償させるために、彼の身柄と財産とにたいし攻撃を加えうる権利を取得し („erlanget und ervollet“) た。これにたいする被告の異議申し立ては、今後は認められないことになった („daz furbaz kein laugen mer dafur gehoren solt“) 。しかも、ハンネが権利を行使せんとするときには、ラント平和裁判所は、ラント平和誓約者に向けて、彼に助力するようにと要請して („man solt im auch darumb mit dem lantfrid zu im beholfen sein“) いる。助力とは、不出頭被告（同時に敗訴者）にたいし、ラント平和誓約者がラント平和の「行軍」部隊を編成し、行軍を実施に移すこと（下述）である。

だが、このように証書 [A] は、被告の異議申し立ては今後認めず、と述べつつも、以下のように続ける。このことは「アイヌンクとしてのラン

ト平和」(ハインツ・アンガーマイア)時代<sup>(14)</sup>の面目躍如たるところを示している。そしてここに、「友愛によって(freuntleichen)」といった生来ラント平和令に登場する言葉<sup>(15)</sup>がみいだされるのである。すなわち、いわく、「既述のペーター・フォン・エーレンフェルスが上記のハンネ・フライシュ・フォン・マインツと友愛によって和解するのを望み(freuntleichen rihten wölt)、和解を欲して前述の件についてわれら[ラント平和裁判所]に出頭せ(gen an uns)んとするとき…しかも彼[ペーター]にたいして行軍が起きる以前に(ee man auf in zug)出頭せんとするとき、その場合は」——と、続ける——「ハンネ…は、この(彼の)和解(の申し出)に応じなければならぬ(an der selben richtigung solt sich Hann…lazzen benügen)」と。

前記にいう「行軍」とは、ラント平和裁判の判決を蔑<sup>なみ</sup>する行為にたいしてラント平和維持軍(„zügc“)が編成され、これが現実に行動を起こすことを指している。ラント平和令において平和誓約者に課せられている義務<sup>(16)</sup>である。またラント平和違反者の城を包囲し攻撃(„besezz“)を加えることも、これに類する行為であろう<sup>(17)</sup>。そして、上記のようにペーターは、ハンネが判決執行認許書を取得した後であっても、平和維持軍による行動が始まる以前ならば、和解の申し出をなしう。ペーターには、いわば救済の途が残されていたのである。申し出があると、これを受けて、ラント平和裁判所の、長官を含む十一人委員会は仲裁案を作成することになろう。仲裁案は少なくとも過半数の委員(„der merer teil unter uns“)によって成れば効力をもつ。この仲裁案には当事者——勝訴者たる原告ハンネといえども——は服さなければならない。

被告ペーターは和解を申し出たのであろうか。それとも、彼からはなんの音沙汰もなく、従って行軍が実際に起きたのであろうか。詳細は、わからない。ただ、ここでは、当面次の点に注目したい。平和維持軍の行軍の間際になっても(もしかすると、行軍の最中であっても)敗訴者が和解を申し出るときは、ラント平和裁判所と勝訴者とは和解に応じなければなら

なかったことである。ラント平和裁判を通した〈平和形成〉の一つのありようが、ここにみいだされる。

## 2 1372年5月26日の判決執行認許書から

### (1) 城にたいする訴え

さて、ハンネによる告訴の件はその後どうなったのであろうか。その詳細はわからないが、和解も行軍も起きなかったようである。ハンネによる告訴の件について次に参照できる文書は、一年あまりも後のものとなる。それは、上記の証書 [A] と同種の、ラント平和裁判所十一人委員会が発行した1372年5月26日付けの証書 [B]<sup>(7)</sup>、すなわち判決執行認許書である。ただ、本証書からは、前年6月2日以降のことが若干わかってくる。

本証書においても冒頭、ハンネがアルプレヒト・フォン・フェステンベルクを長官とするラント平和裁判所に出頭し、代弁人を伴い告訴を提起した（提起日は不祥）ことから、書き始まっている。ここで注意を促したいのは、告訴の対象になっているのが、ヘルフェンベルクの城館 („zû Helffenberg der vesten“) ——ニュルンベルクとアイヒシュテットとの中間地点から東へ40キロの山中に位置した<sup>(8)</sup> ——であったことである。かつ、城館に付属するモノすべてが告訴の対象になっている。もう一つ対象になっているモノがあった。それはウルリヒ・シェンク・フォン・ライヘネックおよびハンス・フォン・エーレンフェルスなる者二人が当城館において所持する財産のすべて („zû aller der hab und gût“) である。しかも、この財産とは、本来はペーター・フォン・エーレンフェルスが所有していたもの („die Peter von Erenfels ist“) であった。これらの財物が、ヘルフェンベルクの城中に収蔵されているのをウルリヒ、ハンスがみつけた („zû Helffenberg funden haben“) のであった。ということは、ウルリヒ、ハンスの二人は、それらの財産を城もろとも、ペーターから譲り受けていた（下述）ことになるのであろう。

このようにして、ここでは、城そのものが訴えの対象になって („clagt



zû der selben vesten Helffenberg“) おり<sup>13)</sup>、のみならず城中に存したすべての財産 („guten allen,waz dez übrigen ist“) の引渡しが告訴の標的になっている。後者の財産は、ペーターが返還の債務を負っていた („daz in Peter von Erenfels schuldig ist“) ものである。というわけは、それは彼が略奪し („rewplichen genomen“) たものであったから。被略奪物は、城に収蔵された(織布の隠匿か)のであろう。こうした被略奪財産については、かつてハンネがその返還をラント平和裁判所に訴え出て、返還を受ける(もしくは、賠償を求める)権利を判決によって取得して („vor disem lantfride vormals erklagt und ervollet“) いた。彼は関係の証書、すなわち判決執行認許書(前記証書 [A])を手に入れて („dez er gût urkunde hat“) いたのである。

ではなぜ、城収蔵(隠匿)の財産のみならず、城自体が告訴の対象となっているのであろうか。略奪が当該の城を拠点にして起き、略奪者が城から出来し城に帰還する形態をとって進行して („geschen gen den egenant vesten Henfenberg [!] auz und ein,darzû und darvon“) いたからである。こうした形態で発生した略奪にたいしラント平和裁判所にかつて訴えが提起 („ce geklagt“) された。こうした曰く付きの城館と財産とを引き受け(譲り受け)手中に収めて („unterwunden heten ind in gewalt komen“) いた人物が、上記ウルリヒ、ハンスであった。このところから、前記の証書 [A] から証書 [B] までの間(一年)に、城はペーターからウルリヒ、ハンスへと譲渡されていたことがわかる。いわば曰く付きの城であり、該城に収蔵されている曰く付きの財産であったため、ペーターはそれらの処分を急いだのかもしれない。証書 [A] から証書 [B] までに一年もの間が空いたのは、こういった城と城所属物との持ち主をめぐって変転があったことと、まったく無関係とはいえないであろう。

ともあれ、こうしてハンネは新たに、ウルリヒとハンスとをラント平和裁判所に告訴し、2,000マルク銀の損害の賠償を求めざるをえなくなった。というわけは、彼ら両人は、ペーターによって略奪を蒙った財産を返還す

## 論 説

ることも、あるいは賠償することもしようとはせぬ („nicht gelten,bezalen noch auzrihten“) からであった。

## (2) 城財産評価委員の設置に向けて

こうして改めて告訴を受け取ってラント平和裁判所は、召喚状を發したのであろう。被告ウルリヒ、ハンスはニュルンベルクにおいて1372年2月23日に開廷予定の裁判所に出頭するよう召喚を受けるに至った。召喚状の中で、次のことが被告兩人に求められていた。他にはなかなかみだし難いケースである。

被告らは、彼らがペーターに代わって引き継いでいた債務額と損害額（これらは、原告に支払われるべきものであった）との高を裁判所に申告し、当該金高がしかるべき根拠のある額に相当することを、法廷において立証するように („ir schulde und iren schaden fürlegen und den mit dem rechten beweisen,den sie genomen haben für Peter von Erenfels“) と。かつ次のことが被告らに求められた。ペーターから引き継いだ財物すべてを2月23日までの間にできるかぎり売却し（金に替え）ておくように („soltten auch die weil verkauffen alles,daz sie eingenomen heten von Peter von Erenfels“) と。というわけは、売却金額から原告ハンネは、略奪による損失の補償を受けねばならぬ („waz dann da übrig belibe,davon solt dann Hann Flaisch seins raubs geriht werden“) からである、と。召喚状はさらに続ける――

万が一、定められた期日中に („die weil in der zeit“) 売却が実施されぬときは、ラント平和裁判所は一人のしかるべき人物 („ainen biderman“) を財物の評価人として選任する。こうして「彼らは、宣誓に基づいて評価をなすべし („die solten daz danñ schätzen auf ir aide“) 」と。彼ら（被告と評価人）はどう仕事をするようになるのか。おそらく、こうであろう。裁判所選任の評価人は、原告と、被告ウルリヒ、ハンスとの間を仲介するかたちで評価額の決定作業に入る。評価額の決定に関しては、協議と交渉

が起きるのであろう。このときは評価人が協議と交渉の肝煎り役となって評価作業をまとめる、というのであろう。彼らの評価によって決定された評価額がしかるべき額であることは、彼らが宣誓をおこなうかたちで保証がなされる。宣誓によって保証をえた評価額に基づいて、財物が売却され売却金の中からハンネは略奪による損害の賠償を受ける。以上と共に、被告らは法廷において、次のことを聖遺物に賭けて誓約すべきであった。彼らがペーターの財産を引き継いだのは、ハンネに損害を加えるとか、ペーターに利益を取得させるとかのためではなかった („daz sie der obgeschriben gût zû fluhtsal niht eingenomen haben und Peter von Erenfels zû frumen“) ことを。

ところが、被告のウルリヒ、ハンス両人は召喚状にある通りに財物を売却する動きに出ることなく、そのため一日一日と開廷が延期されて („in von tag zû tag schub und zûg gegeben“) いった。結局のところ、被告らはラント平和裁判に出頭しなかった。ために、ハンネは2,000マルク銀の損害賠償請求の件で御決まり通りの、勝訴の判決を取得し („erklagt und ervollet“) た。被告は今後異議の申し立ては許されないことになる。以下本証書 [B] に述べられていることは、被告による和解の申し出があるとき裁判所と原告はいかに対応すべきか (前述) の件を含め、証書 [A] にあったものほとんど変わらない。

ただ、5月26日の本判決執行認許書は、城と城付属の財産との売却について事情によっては城財産評価委員が設置されるべし、といった細かな配慮をみせていた。このような地道な配慮を通してラント平和裁判所が<平和形成>を目差そうとしていたのは、興味深い。しかし結局のところは、裁判所選任のこうした評価委員といえども、被告側の協力がえられなければ目的を達しえず、現に達成しえなかった。ラント平和裁判所は職権的に行動することはできなかった。こうしてラント平和裁判は依然決着がつかぬまま、日時だけは過ぎていく。

### 3 その後の経緯

#### (1) 裁判所長官の病と長官職の交代

かくのごとくハンネの告訴事件はなかなか成果をみせぬ。しかし進行していないわけではなかった。本事件について時間的にさらに続く文書は、いささか趣きを異にしている。四箇月後9月22日の証書 [C] <sup>(10)</sup> である。ラント平和裁判所の十人の委員が発行し („Von uns den zehn“) 同裁判所の印章が捺された本文書は、カッツェネルンボーゲン伯エーベルハルトに宛てられている。同日同一内容の証書が十人の委員から騎士 (ハーナウ市近傍) フックス・フォン・リュエディヒハイム („ritter hern Fühssen von Rüdensheim [:Fuchs von Rüdigheim]“) に向けて発せられる ([C-1]) <sup>(11)</sup>。本証書 [C-1] は未公刊であり要録によってしか知ることができない。両証書 ([C] [C-1]) は既述の証書 [A] [B] とは異なり証書発行者として長官 (裁判長) の名前が記載されていない。これは、以下に直ぐ述べる事情からわかる。すなわち、それら二通の証書は、次のことを知らせる。ラント平和裁判所のわれらが長官 („unser haobtman“) アルプレヒト・フォン・フェステンベルクが目下病のゆえ („zu disem mal von seiner kranckhait wegen“) に、ラント平和維持軍の出発が不可能になっている („mit dem landfride niht geraisen noch auf das velt ziehen mügen“) と。

証書 [C] は、上記カッツェネルンボーゲンのエーベルハルト伯からハンネの件で („von Hannfleisch wegen von Meyntz“) 問い合わせがあったことに、答えた文書である。伯は、ラント平和裁判が遅延し、もしくは被告にたいする平和維持軍の行軍編成が延滞しているわけを、ラント平和裁判所に尋ねたのであろう。尋ねたのがなぜエーベルハルト伯なのであろうか。推測すれば、カッツェネルンボーゲン伯領はマインツ大司教領の隣邦にあり、同伯はマインツ市民とみられるハンネの件に並ならぬ関心——ハンネの請求を実現させようとの志向——を抱いていたものとおもわれる。同日のもう一つの証書 [C-1] の宛先たる騎士フックスについては、ど

うか。ハンネは、彼を「わが主君フックス (myns herrin hern Fûchs)」と呼んでいる(後述の証書[G])。もしかすると、ハンネは、フックスを介してカッツェネルンボーゲン伯となんらかの繋がりをもっていたのかもしれない。証書[C-1]もフックスからの問い合わせに答える趣旨のものであったろう。

ともあれ、証書[C]は、こう結んでいる。「彼(長官アルブレヒト)が(その病が癒えて)われら(十一人委員会)に、行軍すべきことを告げるときが来たならば、われらは進んで彼[ハンネ]のために、他の人人(すなわちラント平和誓約者)と同様、できうるかぎり助力することは厭わぬ(im gern beholffen)であろう」と。

ところが結局アルブレヒト・フォン・フェステンベルクの病は癒えなかったようである。彼の長官としての公式の活動は少なくとも文書にあらわれたかぎりでは1372年8月5日<sup>12)</sup>で終わっていたとみられる。そしてハンネの件についても同様であった。関係の文書である同年12月26日の証書[D]<sup>13)</sup>は、フリードリヒ・フォン・ゼルデネックが長官となったラント平和裁判所十一人委員会が発行している。本証書は、だれに宛てられているのか。上記騎士フックス・フォン・リューディヒハイムにであった。長官アルブレヒトが死去したのであろう。フックスは、長官の逝去を受けて質問状を發し、改めてラント平和裁判所に、ハンネの件の進捗状況について問い合わせたのであろう。これにたいする回答が上記証書[D](この内容は下述)であった。なお、カッツェネルンボーゲン伯エーベルハルトにも同様に文書が發せられたのかどうかは、わからない。

アルブレヒトが長官のときは、ラント平和維持軍の行軍の件にまで話が進行していたのに、長官職がフリードリヒに移るに伴い、事件の解決は振り出しに戻ってしまった。

## (2) 和解案提示の意思表示

さて上記証書[D]によれば、十一人委員会は、フックスにこう請うて

## 論 説

(„Bitten wir“) いる。ハンネが来る1373年1月31日にニュルンベルクで開催の次回ラント平和裁判所に出頭する („zû uns gen Nurenberg kom auf den nehsten landfrid“) ように、貴殿（フックス）がハンネと話をつけてくれないか、と。「というわけは」——と証書は続ける——「われらは、[上記ヘルフェンベルク城の] ウルリヒ…とハンス…にも、彼らが同日の同じ裁判所に出頭するよう („zu uns zu komen auf die selben zeit“) 召喚のための使者を送ったがゆえに。」本委員会の意図は、こうである。「その[裁判の]場で、われらが、彼ら双方を、相互に友愛に基づかせ和解させることができるかどうか、試みてみたい (wellen da besehen, ob wir sie da bederseit mit ain ander frewntlichen gerihten mügen)。」他方それ（「和解 (gerihten)」）ができないとなる („Mag aber dez niht gesein“) と、どうなるのであろうか。＜和解＞ではなく＜判決＞によって決着をつけざるをえない。いわく「われらは、われらにとって有益であり良いものと考えること (daz uns duncket nutzlichen und gût zu sein) を、おこなうことになる (darzu gedencken) であろう。」ここには、＜和解＞による決着法と、＜判決＞によるそれとがはっきり対比されて示されている。

### (3) 被告にたいする平和維持軍の編成へ

さて、1月31日開廷予定のラント平和裁判はどうなったであろうか。開廷されなかったとみられる。おそらくウルリヒ、ハンスが共に不出頭であったのであろう。十一人委員会は2月4日付けで、同じくフックスに書簡 [E]<sup>14)</sup>を出す。ここでは、ラント平和維持軍の話が出ているからである。本書簡が出される前に、フックスは十一人委員会に手紙を書いていた。被告不出頭となったからには、今後はラント平和維持軍の編成と行軍出発の他には手立てはあるまい、との趣旨のものであったろう。これに、書簡 [E] は答える。それによれば、十一人委員会は一方では、ラント平和維持軍を送るべく手続きを進めるのはもはや、やむをえぬと考える。しかし、他方ではそれに逡巡している。理由は、こうである。「貴殿 [フックス]

ご自身良く知っている通り、天候 [不順] のゆえに (von weters wegen, als ew selber wol kunt ist)』この時期行軍は適わぬ („zu disen zeiten auf daz velt niht wol raisen mügen“) と。天候云々はいいわけかもしれない。もしそうとすると、本心は、以下の通りであろう。「貴殿は、まもなく訪れる 3 月 14 日の次回ラント平和裁判の日が来るまでは、[行軍に移らず] そのままの状態で見守るのが好ましい (ir daz in gute dingen besteen lat)。』かつ続ける。「ハンネにも、そのことを了解してくれるよう、乞うた」と。ただし、こう付け加えるのを忘れない。「われら (十一人委員会) は、ラント平和裁判所の名において、貴殿 [フックス] にはつねに進んで奉仕する (umb ewch allezeit gern verdienen) つもりではいる」と。

#### (4) 城の売却問題

本書簡 [E] には、天候の点の他に、もう一点「われら [十一人委員会] は貴殿 [フックス] に次のことを告げたい」として、訴訟の本体に関わることが述べられている。「われらは、ハンネが訴えを起こしている相手のハンス・フォン・エーレンフェルス (上述) とは、そのことを話し合っている。」そのこととは、なにか。城の売却問題である。すなわち書簡 [E] によれば、ハンスはこう語っていた。現在ヘルフェンベルク („Helffenberg die vesten“) を売ろうとしており、売ることができる状態にある。こういう事情であるから、ハンスは十一人委員会の助言に従ってハンネと都合よく和解できるとおもう („so welle er sich mit Hannen gern verrihten nach unserm rat“) と。そのため、彼は十一人委員会に出頭しよう („well sich dez an uns der geben“) と考えている、と書簡 [E] にはある。こうしてラント平和裁判所は、被告側の歩み寄りに期待をかける。他方「それがうまくいかぬときは、われら [十一人委員会] は、われらにとって最終的なこと、および最良のことと考えるもの (daz uns daz nehst und daz best duncket) を、下さざるをえぬ」のである。すなわち、和解が成らぬときは、<判決>——しかも、被告に相当に不利な——によるのである。

## 論 説

では、上記「3月14日の次回ラント平和裁判の日」はどうなったのであろうか。開廷されなかったか、開廷されたが決着がつかなかったかの、いずれかであった。というわけは、十一人委員会はフックスに、8月19日付けの書簡 [F]<sup>15)</sup>を出していたが、その中でまたもや、「次回のラント平和裁判の日」として、7月18日を挙げていたからである。

## (5) ラント平和裁判の延期

書簡 [F] によれば、十一人委員会は被告ウルリヒ（上述）に手紙（日付は不祥）を送り、こう命じていた。被告ウルリヒおよびハンスは、ハンネに損害の賠償をなす („unclaghafft machen“) ように。しかも、これを「次回のラント平和裁判の日」として予定されている聖ヤコブの日直前の月曜日（7月18日）までに果たすべし、と。これが、書簡 [F] が出される8月19日の前までの状況であった。では、7月18日予定の開廷はどうなったのであろうか。書簡 [F] によれば、このラント平和裁判期日は聖ミカエル祭の直前の月曜日（9月26日）まで延されることになった。要するに、7月18日には開廷されなかったか、開廷されたものの決着がつかなかったかのいずれかであったろう。そこで9月26日が次回開廷日として指定されたのである。この日までに被告はハンネに損害賠償を果たすようにと十一人委員会は被告に手紙を出した（日付不祥）。最後に書簡 [F] は、こう締め括る。「もし彼ら [被告] がそれ [賠償] を果たさぬならば、われら [十一人委員会] は、貴殿 [フックス] がわれらに感謝する (dez ir uns zu danken habt) ことになる処置を、彼らに施すことになるであろう」と。すなわち、判決の宣告である。

このように十一人委員会は繰り返しフックス・フォン・リューディヒハイムに、いわゆるリップ・サービスに努める。にもかかわらず、フックスおよび原告ハンネにとって満足のいくような決着は容易につかぬまま時は経過する。のみならず、訴訟は、おもわぬ方向で収束を迎えるのである。



## 4 1374年11月11日——事件のある収束

この収束を指し示す文書——本告訴事件に関わる最後の文書——は、一年三箇月後という随分後になって発せられている。1374年11月11日付け証書 [G]<sup>16)</sup>である。これは、フックスとハンネの連名で発せられ、フックスの印章が証書裏面に捺されている。「保証と証明とのために (zû eyner sicheide unde geczûcknisse)。」ここで、彼ら兩名は和解の意思を表明する。では、だれとの和解なのか。被告のウルリヒおよびハンスとの和解なのか。違っていた。ラント平和裁判所との和解であった。そこで、フックス、ハンネのそれぞれに本証書の内容を語らせてみよう。

余フックスは、余自身と、余のすべての支援者、従者との名において、本状をもって公然告知するものである。われら (余および支援者と従者) は、良き友人とならんこと („dat wir gude frunt wordin sin“) を。われらは、かつて、フランケン=バイエルンのラント平和裁判所 („dez lantfryedens“) にたいし、およびニュルンベルク市と市民 („der stad zû Norenberg und der bûrgere daselbis“) にたいし、フェーデ通告の関係にあり („intsagit“) 、敵対の関係にある者 („fyende“) であった。この敵対の元は、ハンネ・フライシュの件 („von Henne Fleysch wegin“) にあった。今やわれらは、和解と贖罪を遵守する。確固として („richtunge und sûne stede halden“) 。私ハンネ („ich Henne Fleisch“) は、同じく和解と贖罪に („der selbin richtunge unde sûne“) 応じることを告白する。かつ、前記の騎士で、わが主君フックスの印章の下に、和解と贖罪を遵守する義務を負うものなり、と。

みられるように、本証書 [G] は、これ以前の諸証書とは趣旨が大きく異なる。被告のウルリヒとハンスによる、和解と贖罪の発言ならば、異とするに足らぬ。そうではなく和解と贖罪に応じるのは、フックスと、本来の被害者ハンネとである。では、いったい、書簡 [F] から本証書 [G] に至る一年三箇月の間に、なにが起きていたのであろうか。これについて

は、文書上のでがかりはなく、ほとんど推測に頼らざるをえぬ。

証書 [G] からは、騎士フックスは、ラント平和裁判所とニュルンベルク市とにたいしフェーデを通告（日時不詳）していたことがわかる。上記書簡 [F] によると、1373年9月26日にラント平和裁判が開廷される予定となっていた。しかしおそらく開廷が不可能となったか、紛争に決着がつかなかったかのいずれかが起きた。そのため以後、フックスからの問い合わせ、裁判所側からの応答といったように、両者間でやりとりが起きていたとおもわれる。しかし、なかなか埒があかず、フックスは満足がえられない。おそらく、彼はこのことで、しびれをきらしたのであろう。この結果が、フェーデ通告となった。フェーデ通告をてこに、フックスはハンネの主君たる資格で、ハンネの主張——損害賠償の請求——を押し通そうとした。

フェーデ通告が、ラント平和裁判所そのものに、具体的にはフリードリヒ・フォン・ゼルデネックを長官とする十一人委員会に向けられていたのは、特記するに値しよう。というわけは、本裁判所は、これまで述べてきたところからわかるように、紛争の調整機関でこそあれ、紛争の惹起主体ではない。フックスがフェーデを通告するとしたら、むしろ、ウルリヒとハンスにたいしておこなうのが、本筋ではないのか。いや、ウルリヒとハンスにたいしてもフックスによるフェーデの通告があったのかもしれない。もし、そうであるとしても、フックスの発言によれば、ラント平和裁判所にたいして通告をおこなったことは疑いなかった。では、どうして、フェーデ通告はラント平和裁判所に向けられたのであろうか。フックスとしては、ラント平和裁判の延期が繰り返され、裁判が先延ばしになっている事態に我慢がならなかった。ハンネ——彼はフックスと主従関係にあった——による権利の主張が蔑<sup>なみ</sup>されたと感じたのであろう。フックスによるフェーデの通告は、ある意味で、ハンネの支援者として行動したひとつとして位置づけることができるのかもしれない。ハンネ自身は、通告に及ぶことはなかったであろうが。

あえていえば、ラント平和裁判所が遅延に遅延を重ねたことは、結果的にはく法および裁判の拒絶 (Rechtsverweigerung; Justizverweigerung) > に等しかった<sup>17)</sup>。フックスのフェーデ通告はこうした事態にたいしラント平和裁判所に向けた彼の抗議を意味するものであったと受け取れよう。他方ニュルンベルク市がフェーデの通告を受けるのは、なぜなのか。ハンネが告訴に及ばざるをえなかった事件には、ニュルンベルクは関係していなかった。にもかかわらず、フェーデの通告が同市に発せられた。ニュルンベルクがラント平和裁判の定期的な開催場所であったこと、あるいは、同市がラント平和裁判所を支援する立場にあったことが、フックスをフェーデ通告に走らせることに繋がっていたのであろうか。

以上は、フックス・フォン・リュウディヒハイムはどうしてラント平和裁判所とニュルンベルクにフェーデの通告に及んだのかについて筆者が推測するところである。ともあれ、彼のフェーデ通告にたいするラント平和裁判所側の対応——和解に向けた——の過程で、原告ハンネによる2,000マルク銀の損害賠償請求は、後景に退く。この意味では、紛争自体は解決されず継続するはずである。このことは、職権的に行動できないラント平和裁判所の限界を意味していた。

さて、騎士フックスによるフェーデ通告はフェーデの実行にまでは発展せず、彼はラント平和裁判所およびニュルンベルク市と和解するに至った。同裁判所は、そのさい、ハンネ・フライシュにも和解を求めた。上記のように、ハンネはこれをおこなった。このようなフェーデ通告とその後の和解とを奇貨おくべしとして、裁判所は、ハンネによる告訴事件そのものの収束を図ろうとした模様である。では、略奪を受けたがゆえにハンネが求めた2,000マルク銀の請求は、どうなったのであろうか。ハンネが上記のごとくラント平和裁判所と和解ができたことで、帳消しになったとみられてしまったのであろうか。また一肌脱ごうとしていたカッツェネルンボーゲン伯エーベルハルト——なお存命中として——は、この事態をどうおもったのであろうか。ハンネもまた満足がえられず、なんとも、後味が悪い結

末となった。

以上、ペーター・フォン・エーレンフェルスにたいし、略奪を理由として始まったハンネの告訴事件は、ウルリヒ、ハンスにたいするハンネの告訴へと様相を変える。そして最終的に、ハンネの主君フックスがラント平和裁判所に、本裁判所との和解を誓うといった、意外な結末を迎える。これを示す証書〔G〕と、直前の書簡〔F〕とを繋ぐ一年三箇月——この日日こそは、意外な結末を迎えた間の事情を教えてくれるはずである。だが、われわれにとっては<空白>の時期であり、<闇>の時間である。史料上の限界を感じざるをえない。ただ、一市民のいわばまっとうな告訴が、ラント平和裁判によってどのような応対に晒されていたのか、あるいはむしろ、ラント平和裁判所は各種のどのような壁にぶつかっていたのかについて、史料不足の点はあるものの貴重な一事例となることは疑いないであろう。

## II フランケン=バイエルンの都市について

本節では、フランケン=バイエルンの四都市についてラント平和裁判との関わりのありようを探ってみたい。

### 1 ローテンブルク

#### (1) 1356年の証書から

〔a. ヴェルツブルク司教との紛争——ある決着——1353年8月24日〕  
1353年8月23日皇帝カール四世はフランケン=バイエルンのためのラント平和令<sup>(18)</sup>を発した。11月11日から四年間効力をもつべく諸侯および貴族また都市によって誓約が交わされた本平和令において、諸侯および貴族側から五人の委員、都市側五人の委員、長官 („obman“) として皇帝側委員

からなるラント平和裁判所十一人委員会が設けられた。ローテンブルク市参事会と市民とは逸早く9月4日に本平和令を遵守する („stet und untzerbrochen ze halten“) 旨の意思を文書<sup>(19)</sup>によって表明する。翌年2月5日長官(裁判長)アーノルト・フォン・ゼッケンドルフ(Seckendorf)の率いるラント平和裁判所十一人委員会がレーゲンスブルク司教座に関わる事件について判決活動に従事している<sup>(20)</sup>。1356年11月3日当十一人委員会は、(ローテンブルク市を代表する) „Lewpolt Veter von Rotenburch“なる者に一証書<sup>(21)</sup>を発行する。

ローテンブルクがラント平和裁判所と関わった事例を考えるのに、まず1356年のこの証書からみていこう。ただ、これをみるには、時を少々遡る必要がある。三年前の上記ラント平和令発布の翌日にあたる1353年8月24日である。この日、カール四世の肝煎りによって、ある紛争の決着が図られた<sup>(22)</sup>。ある紛争とは、ヴェルツブルク司教、ローテンブルク市間のフェーデ („alle krig, stózz und auffleúffe“) であり、それ自体長い歴史を経てきた対立、抗争に由来したひとつであろう。およそ、ヴェルツブルク司教はフランケン全域(大公領フランケン!)にラント裁判権(ツェント裁判権)を広げようと前前から企ててきており、これにローテンブルク市が抵抗していた。両者間の紛争には、こうした長期にわたる背景があった。カール四世が肝煎りとなって解決を図ろうとした上記ヴェルツブルク司教、ローテンブルク市間のフェーデにおいては、市中に内紛までもが生じていた。このことが、本フェーデのひとつの特徴となっている。

上記のように、かのフェーデは、ラント平和令発布の翌日に決着が図られた。こうみると同平和令は、ひとつには、ヴェルツブルク司教、ローテンブルク市間の長年に及び、フランケン全域に関わる紛争に対応せんとする意味を担っていたといってもよいであろう。同平和令に基づいてカール四世みずから「和平と平穏を求めて(durch frides und gemaches willen)」肝煎り役を買って出たわけは、そのところであろう。8月24日に図られた決着は、両者間の「和解(ein gantzeu sun und richtigung)」となった。そ

の内容で、主要な点二つを挙げたい。

〔イ〕質入れの解除 帝国都市ローテンブルクはこれまで国王によってヴェルツブルク司教に質入れされて („als sy im verschriben vnd versetzt“) いた。司教が質権を行使するにあたって都市と司教との間で争いが起きていた („von diser zweyung wegen“) のであろう。そこで今後同市は「キリスト教徒およびユダヤ教徒共ども (mit Cristen und Juden)」司教 (当時はアルブレヒト・フォン・ホーエンローエ) 行使の質権に基づく支配を正式に免れる („ledig vnd loz sein sol von dem…byschof von Wirtzburch… von der rechte wegen“) 。すなわち、債務の担保の対象となっていた状態を解かれる。ただし、これと引き換えに、ローテンブルク市は、司教に6,500グルデン (fl.) を支払う (このうち2,500グルデンは翌年2月2日までに支払う) 義務を負った。これは、ヴェルツブルク司教にたいするカール四世の借財を、同市が肩代わりすることを意味していたとみられる。ローテンブルク市は、いつまでもヴェルツブルク司教の担保支配に晒されていることによる負担に耐え難くなったのであろう。国王を加えた三者間の話し合いによって、同市は国王の、少なからぬ借財を肩代わりしてでも、司教の支配から離脱するのを望んだものとおもわれる。

上記でとくに「ユダヤ教徒」が挙げられていたのは、ルートヴィヒ・デア・バイエルおよびカール四世時代に諸都市について、<ユダヤ人税 (Judensteuern) > もしくはその徴収権が、度々質入れされていたこと<sup>(23)</sup> と、無関係ではなかろう。ローテンブルク市については、1349年6月28日カール四世はヴェルツブルク司教アルブレヒト (上述) に、借財1,200マルク銀のカタにユダヤ人税を質入れしたことがあった。このときの質入れが、四年後の上記1353年8月24日付けのフェーデ和解の („fruntlich berichtet sein“) 締結における質入れの解除と、なんらかの関係があるのかどうかは、わからない。ただ、まったく無関係とはいえないであろう。

〔ロ〕内紛の処理 ヴェルツブルク司教との争いの渦中で、もしくは、ヴェルツブルク司教の担保支配に晒されている中で、ローテンブルク市民

の方とても一枚岩となりえなかったようである。一部市民と他の市民との間に（もしくは一部市民と市参事会との間に）、抗争が生じていた。三人のおそらく有力市民が司教側に味方し、いわばそのシンパサイザーとなって市参事会と対立していた。対立を生むには、司教側からの介入も作用していたとおもわれるが、抗争の詳細はわからない。とにかく、抗争は和解契約によって収まり、この結果としてかの三人の処遇が決った。二人 („Levpolden Steyner vnd Heinrichen Rostevscher“) は、市内に住み続ける („wonhefftig beleiben“) ことができる。また差し押えられていた家宅 („heuser“) その他の財産 („gut“) は差し押えを解除され („ledig vnd loz sagen vnd lozzen“) る。他方、市の書記である他の一人 („Friderichen von Lihental dem scheiber“) については（内紛の首謀者であったためか）家宅その他の財産の返還は受けるが、今後都市に在住することは許されなかった („fürbaz nicht mer wonen da selbest zu beleiben“).

前者の二人は都市当局と和解が成り立ったが、後者の市書記は都市と和解がならず、家族を市内に残し都市から追放の身となった。おそらく後日には恩赦をえて都市に帰還することになったろうが。ともあれ、以上が、都市と司教との8月24日付け和解の主要な点であった。

[ b. 紛争の和解がラント平和裁判所で確認を受ける ] さて既述1356年11月3日ローテンブルク市がラント平和裁判所から取得した一証書は、その、同市と司教との関係の修復すなわち和解 („dise berichtigung“) に関係していた。以下、証書によってみよう。

上述の „Lewpolt Veter von Rotenburch“ は（ローテンブルク市を代表して）ラント平和裁判所十一人委員会に出頭し申し出た („braht vor uns an dem lantfrid als reht ist“). 申し出の趣旨は、ある紛争に決着がついたので、その確認のために、ラント平和裁判所が判決を宣示し、判決書を下付してくれるようにとの請願にある。ある紛争とは、ヴェルツブルク司教とローテンブルク市とのフェーデである。その決着とは、両者の和解である。その和解とは三年前の1353年8月24日付け和解そのものではないが、これ

## 論 説

に関係し、もしくはこれに繋がる和解である。上記 „Lewpolt Veter“ は、和解が成ったことと、その内容を、十一人委員会に縷々述べたのであろう。その目的とするところは、和解が成ったことと、当該和解内容を、ラント平和裁判所に確認してもらい、確認したところを、上記のように同委員会から、改めて〈判決〉として宣示してもらうことにあった。

そこでまず、十一人委員会は、„Lewpolt Veter“ が縷々述べたところを改めて、判決として下した。そのさい、判決内容を保証するために宣誓をおこなった („als wir uf di ayd erteiltent“) た。では、„Lewpolt Veter“ が事前に縷々述べ、今や十一人委員会が判決として下したものは、なんであろうか。いわく、前述の、ヴェルツブルク司教のシンバサイザーであった三名の者は（ローテンブルク市当局および市民と和解が成ったため）ラント平和裁判の場において「友愛の法によって (uf frewntlich reht)」言い換えればローテンブルク市との和解に基づいて、同市民の身体および財産の安全を保証し („ir leib und ir gut vor uns in gericht gesichert“) た。またこれを受けて市当局も今後三名の者についてその身体および財産の安全を保証し („die stat ze Rotenburch het si auch alle drey hin wider gesichert in der selben weise“) た、と。

次いで„Lewpolt Veter“は、以下のことをラント平和裁判所に請うた。十一人委員会の委員（すなわち判決発見人）は、長官（裁判長）に、判決を保証するために、判決書を彼 („Lewpolt Veter“) に下付してくれるように質問（すなわち判決発見人への判決質問）をおこなって欲しい、と („do bat er fragen einer urteil, ob man im der sicherung also des lantfrids brif wol billichen geben solt“) 。この判決質問とこれを受けた判決提案に従って、長官は「ラント平和裁判所判決書 (des lantfrids brif)」を下付すべきことを宣示した。ここにみえる判決の質問と判決宣示とは、伝統的な裁判手続きを踏襲するものである。なお当判決書には、ラント平和裁判所の印章が付され („versigelt mit dez lantfrid insigel“) た。

以上が、十一人委員会発行の1356年11月3日の証書に述べられていたこ



とである。これによると本証書の他に、上述の通り「ラント平和裁判所判決書」が発行されたはずであるが、この所在については、筆者には事情はわからない。ともあれ、本証書に記されていたところによれば、本事例は、ラント平和裁判所において紛争そのものが係属して争いの決着が図られるといった例ではない。同裁判所の外で和解によって一応の決着がついていた紛争について、その決着が、改めて同裁判所において判決として宣示されたことを示す事例である。

どうしてラント平和裁判所が関係するようになったのであろうか。詳細はわからない。カール四世の肝煎りによる和解（1353年8月24日）においては市内に居住を許されなかった書記（„Friderichen von Lihental dem scheiber“）（前述）はその後ヴェルツブルク司教領国に受け入れられ同領国のラント裁判所の書記に就いていた<sup>(25)</sup>。ローテンブルク市とヴェルツブルク司教とが和解したため、彼（„Friderichen von Lihental“）もローテンブルク市当局と和解を果たしたであろう。このことをラント平和裁判所において確認しようとしたさい、改めて三人全員の和解の確認が同裁判所で起きたのかもしれない。あるいは、三年の間に紛争が再燃し、その後再度和解が成立したのを契機に、和解が同裁判所で確認を受けたのかもしれない。いずれにせよ、ラント平和裁判所は、こうした、紛争の決着を確認するといった役割を果たしていた。これによって、同裁判所は、当事者間の和解を広く第三者に知らしめ、和解をいっそう公然化することで紛争の再燃を回避しようとしていたのではないだろうか。和解を公然化する<sup>(25a)</sup>ことによる<平和形成>のひとつといえるであろう。

## (2) 1360年の保護状について

このようにラント平和裁判所外で成った紛争の決着を改めて確認する役割をラント平和裁判は果たしたが裁判が同種の役割にあるのを示すのは1360年8月10日長官（„hauptman des lantfrids“）ラントグラーフ・フォン・ロイヒテンベルクのヨハン伯——彼はまたローテンブルクのラントフォー

## 論 説

クト（帝国代官）であると共に、ローテンブルクのラント裁判官を兼ねていた<sup>126)</sup>——の発行する証書<sup>127)</sup>である。本証書は、ローテンブルクの一市民 („den erbern Ulrich den Plast,purger zu Rotenburg“) を保護する旨をしたための保護状である。当市民は、市内ではなく周域の帝国領すなわちラントフォークタイ、言い換えればローテンブルク=ラント裁判区に居住する人物であった。そこで、ヨハン伯は、「本ラントフォークタイの名において (von der egnanten lantvogtie wegen)」当市民を次のように保護する旨を書き述べる。ローテンブルク市自身がローマ国王と皇帝の下でこれまで殊勝にも („biz her loblich“) 取得してきている権利と法とを („by sulchen fryheiten,gnaden,guten gewonheiten und rehten“) 同市民にも保持させ、あらゆる人物に由来する危害にたいして、当市民を誠実に護る („by guten trûwen in wider menlich ze schützen“) ことを、約束する („geheizzen“) と。しかも、このことは、わが主君たる皇帝が余ヨハンに書簡を送って („mit siner schrift“) 堅く命じたものであった。

こうして本証書はこう締め括る。「本〔保護〕状の述べるところに従い、なんびとにも、次のことは許されない。彼〔当市民〕を、本〔ローテンブルク〕市の法と慣習とに背いていわれなく悩ましたり苦しめたりすることは (noch des selben brifs sage niht gestatten,daz er von yemand wider der vorgnanten stat reht und gewonheit unredlich bedrenget werde,noch besweret)。』本証書には、長官ヨハン伯の印章が捺された。

このような文書が発行される理由は、よくわからない。ただ、ローテンブルク市は十四世紀中葉以降土地の買入れを手段としてラント裁判領域に勢力を及ぼさんとしていた事情が関係していよう。また、次の事情も関係しているであろう。市外に居住する市民が周囲の領主や農民らからなんらかの圧迫を受けていた、あるいは受ける恐れがあったことである。市民がおそらく現実に被っていた危害は和解に至っていたのであろう。しかしそれらのことから、当該の市民のために保護の確認が必要とされたものとみられる。

## (3) ある請願状より

その(1360年以)後(だとおもわれるが)ローテンブルク市参事会は、皇帝カール四世に一請願状を書き送った。この日付不詳の文書<sup>(28)</sup>において、同市参事会は、人事に関してこう願ひ出た。すなわち、ローテンブルクのラント裁判官には——と共に、ラント平和裁判所長官には——現在のラントグラフ・フォン・ロイヒテンベルク(のヨハン伯)とは別の人物(„einen andern herren und pfleger“)を任命して欲しいと。理由についてローテンブルク市参事会は述べる。「なんびとかが、われら(市民)の者ら(の身柄)を(uns die undern [!])捕らえ、傷つけ、(またその家屋等財産を)焼き、(あるいは、これに代えて)免焼金を課す(fehert, stümmelt, brennt und beschätzt)」ということが起きている。さらに、こう続ける。「それは、次のことに(von dez wegen)原因がある。われらが、貴君[皇帝]のために、神聖[ローマ]帝国のために、またラント平和のために奉仕してきた(daz wir gedienet haben von ewern und dez heiligen richs und auch dez lantfrides wegen)ことで。」

これを要するに、ローテンブルク市は帝国とラント平和とのためにフェーデを戦う渦中で、市民やその身内の者らの身体、財産に戦禍が及んでいた。ところがこのことについて「われらは、長い間、われらが主君ラントグラフからなんら顧みられることがなかった(lang zit unbesorget sein gewesen mit unserm herren dem lantgrafen)。」つまり、ローテンブルク市民らはフェーデの実行に晒され甚大な被害に遇っているにもかかわらず、長期に涉ってラントグラフ・フォン・ロイヒテンベルクは(対応力量が不足しているせいか)これを放置し、市民らの身体、財産を保護するのを怠ってきた、というのである。こうして市参事会は、保護の任にある者——すなわちここでは、ラント平和裁判所長官——のいわば更迭を求めた。

なお、現実にも、1368年11月24日皇帝カール四世の名でブラハ大司教ヨハン(ローマ教皇座からの使節)によってニュルンベルクにおいて発せられたラント平和令<sup>(29)</sup>では、ラント平和裁判所長官としてフリードリヒ・

フォン・ゼルデネックが任命された。

#### (4) 1359年の書簡から

当時ラントグラーフ・フォン・ロイヒテンベルクであったヨハン伯については、国王カール四世は彼の力量不足に懸念を抱いていたふしがある。というわけは、少し遡る1359年8月15日に国王は、ローテンブルク市に次の趣旨の書簡を送っていた<sup>(30)</sup>。彼は一週間前の8月7日ローテンブルクにおいてラント平和令<sup>(31)</sup>を発したが、本平和令のもとで設置されるラント平和裁判所についてその長官職 („die haupmanschaft dez lantfrides zu Rotemburg“) にヨハン伯を就けたことを同市に伝えた。と共に、国王は同伯に以下のごとく注意したことも、同市に知らせる。

いわく「彼〔ヨハン伯〕は、貴殿〔ローテンブルク市〕がこれまで保持してきた、誉むべき、良き慣習、特権、恩恵および法を蔑<sup>なげ</sup>することがない (er euch bei alle den lobelichen guten gewonheiten, freyheiten, gnaden und rechten sal lazzen bleiben, darinne ir untz daher seit komen) ように、と。」書簡は、こう続ける。「それがゆえに、朕は真剣な気持ちで、かつしっかりと貴殿に勧告するものである。貴殿は、ラント平和の件に関しては (in allen sachen, die den lantfriden antreffen)、前述のラントグラーフ〔のヨハン伯〕に(安心して)服従し、彼に忠節を尽くし、彼を支援することを。」国王は、同市に安心感を抱かせようと心を砕いている。「朕は、そのことについてやがて貴殿(ローテンブルク市)から感謝の意を表されることになるであろう (Daz ist uns von euch wol zu danke)。」

ところが、国王がかくもローテンブルク市に念を押すのを忘れなかったにもかかわらず、前述請願状に従えば、ヨハン伯は、皇帝の期待に反した行動をとったことになる。ともあれ、請願状の事例は、フランケンにおいて当時フェーデが猖獗状態にあったことを裏面から教えてくれている。

## (5) 1373年の判決執行認許書から

多少横道に逸れた。ところで、前述の(1)1356年証書、および(3)1360年請願状に述べられていた事例とは異なり、ローテンブルクが一当事者となっていた争いをめぐってその決着自体がラント平和裁判所において果たされた事例は、もちろんあった。これを示しているのは、1373年12月21日ラント平和裁判所十一人委員会が発行した判決執行認許書<sup>(32)</sup>である。このとき同委員会を率いていたのが、前述の(3)フリードリヒ・フォン・ゼルデネック長官であった。

本判決執行認許書からは、当時ラント平和裁判がいかなる手続きを取って進められていたのかが、大筋わかる。本証書は、前段（[ a . ]）で、1373年12月21日以前の段階から同裁判所において進行していた手続きをも書き留めている。次に後段（[ b . ]）では、この日以後の手続きについて述べる。

[ a . 1373年12月21日以前の段階における裁判手続き ] 本証書によればニュルンベルクで開廷の同裁判所に原告として訴え出していた（日付不祥）のは、ローテンブルク市長として歴史上著名なハインリヒ・トッブラー<sup>(33)</sup>である。フランケン有数の貴族ホーエンローエ家のコンラートを被告として（„hintz dem edeln herren hern Conrat von Hohenloch von Prauneck genant“）。被告はどう訴えられたのか。彼と彼の配下の者（„sein gewalt“）とはローテンブルク市民ハンス・アンガーマンを補捉（„gevangen“）して拘束し（„hat den noch in gevanchnûzz und gewalt“）、釈放せず（„den niht ledig lazzen“）、また暴力によって不法に略奪行為に及ん（„vor rewplichen mit gewalt on reht in dem newen frid“）だ。こうして被告はハンス・アンガーマンおよび他のローテンブルク市民に損害を与え、これは1,000マルク銀に上っていた。

告訴以後手続きは、いかに進行したのか。裁判所は被告に向けて召喚状を発行する。これは、裁判所が直接被告に送達するのではない。原告ローテンブルク市長ハインリヒ・トッブラーがラント平和裁判所からそれを入

## 論 説

手しこれを使者を通して („mit einen geschworn boten“) 被告に送達し („im dor umb furbot gesant“) た。被告は法に従い手続きに服す (すなわち応訴す) べし、と („als er durch recht solt“) 。本例では召喚状は一回しか送達されない。というのは、召喚状には次の二点が記載されていた。第一に「本件については今後これ以上はなにも書き送ることができない」こと、従って第二に「審理の日は今後これ以上は開かれぬ」ことである („daz man im dor umb niht [!] niht mer schreiben noch betagen wolte“) 。なぜ召喚状は一回のみの送達となったのか。被告の行為が現行犯行であったこと („wann ez ein frische tat wer“) によっている。被告の行為は、白昼堂堂衆人の眼前で起こったからである。

[b. 1373年12月21日における裁判手続き] 被告コンラート・フォン・ホーエンローエは召喚状を受けたにもかかわらず、所定の日に法廷に裁判所に出頭することも、弁論をおこなうことも怠った („wann er dez niht verantwort noch vertreten hat“) 。被告は上記のように裁判手続き法に従って応訴すべき義務があるのに。そこで裁判所は、被告に(敗訴)判決を下すに至った („dor umb ist ertailt worden“) 。判決によれば、(イ)原告は被告に1,000マルク銀を請求する権利を取得す („erklagt und ervollet“) する。(ロ)これにたいする被告の異論は爾後効力をもたず („daz kein laugen mehr da für gehört“) 。(ハ)原告はラント平和裁判所の判決を執行するにあたって支援を受け („mit dem lantfrid dor umb zu im beholfen sein“) する。すなわち判決の執行は、勝訴した原告自身の仕事であった(既述)。被告が判決執行に応じぬときは、ラント平和維持軍が編成され、行軍が実施に移される(後述)。

ただし、被告が原告とローテンブルク市民と和解を望む („freuntlich rihten wolte“) ときは、これに原告は応じなければならぬ。ただ、和解の申し出は、平和維持軍の行軍が実行に移される以前 („ee dan man uf in zûg“) に、裁判所に („an uns, die uber den lantfrid gesetzt sind“) 提起する必要がある。この条件を満たした上で和解の申し出があったときは、原

告は、ラント平和裁判所十一人委員会の少なくとも過半数の委員が同意した仲裁案に服し („wie wir oder der merer tail unter uns daz erkanten und zu rat wurden“)、(いかなる結果になろうとも) この和解による決着で不足ナシとしなければならない („an der selben rihtung solten sich…die purger von Rotenburg lazzen benügen und ab rihten“)。この<和解による決着で不足ナシとしなければならない>とあるのは、十一人委員会の仲裁案の中味が必ずしも原告の思わく通りにはならないことがあるからであろう。

本判決が出た翌日にもある判決執行認許書<sup>(34)</sup>が発せられたが、これもフリードリヒ長官が率いる十一人委員会発行の文書である。ローテンブルク市長ハインリヒ・トッブラーは „Weyppreht, Conrad und Henslein von Pernheim“ の三兄弟を訴えた。兄弟がローテンブルク市民にたいして犯したとされる行為は、上記前日の判決執行認許書に述べられていたもの(捕捉と略奪)と同様のものであった。

## 2 ヴィンズハイム

### (1) 1356年の判決状から

本稿これまでのところでは、ラント平和裁判所が発行する証書は、内容上は、勝訴の原告に、敗訴の被告にたいする判決の執行を認許する判決執行認許書であった。他方、同裁判所で下された判決そのものをしたための判決状が作成され、これが発せられることも、むろんあった。その一つが、ヴィンズハイム市関係の次の事例(1356年)にみえる。

[a. 土地をめぐる争い [I] ——当事者の主張] 1356年3月21日ヴィンズハイムの司祭 („der erberg priester her Walther,pharrer zu Windheim“) と市民三人 („die bescheiden mann Chûnrat Kûmpf,Ffritz Vogel und Hans Ūbelein,burger do selbst“) は代弁人を伴いヘル・エアキングー・フォン・ザインズハイム („hern Erchingern von Saunshiem ze Gnetzheim gesezzen“) にたいし、アーノルト・フォン・ゼッケンドルフを長官とするラント平和

裁判所委員会に告訴を起こした<sup>(35)</sup>。それは、ある土地をめぐる争いである。当該土地の利用についてエアキンガーがこれを妨害する („Er irret sie an einem hof ze Perhtheim gelegen“) ため、原告四人は本裁判所の手を借り、被告——フランケン有数の貴族の一員であった——にたいし当該土地の所有関係をはっきりさせたいとの趣旨で訴え出た。

そこで原告は、当該土地の入手の経緯を語る。土地は元来ある女性のものであった („der weilnt der Püechlerinn waz“)。彼女は生前、当該土地を原告に、信託財産として譲渡していた („den sie in in trews hant enpholhen het“)。彼女は、原告を受託者とし、彼らに土地を譲渡するにあたり („als sie in getruwet nach iren trewen“) 当時それをなしうるだけの権限をもっていた („zder zeit, do si ez wol getün moht und kraft und macht het“)、と。しかも、土地はこのように元の持ち主から取得したものであることを、原告四人はヴィンズハイムの市章印を捺した文書でもって示した („beweisten auch daz selb mit ainem güten brief der stat ze Windsheim anhangendem insigel“)。

以上のところから三点について付言しておこう。第一に、土地（動産の場合でも同様だが）をめぐる争いでは以前の所有者（前主）を引き合いに出し、この者から正規に取得したとして所有権等を主張するのが通例であったため、この事情がくどくど述べられた。第二に、市章印付き文書が発行されたのは、土地の譲渡が市長と市参事会員の面前でおこなわれていたことを示している。第三に、原告が<文書でもって示した>とあるのは、関係の契約証書が存在するのを相手に教示した、ということであろう。相手とは、一人は本法廷に在席する十一人委員会（判決発見人）のメンバーであろうし、もう一人は土地を占拠したエアキンガー側であろう。

ともあれ、エアキンガー側は土地を占拠した。すなわち、原告によると、彼および彼の配下の者は「不法にも策謀と暴力とによって、土地のゲヴェーレから、彼ら [所有権者] を追い出し („frevelichen mit gewalt on reht auz irr gewer gestozzen“)」た。なお、追い出された者は、他にもいた。原告にたいする債権の担保として原告から当該土地の提供を受けていた者



(„auch die,den sie den selben hof an irr schuld gegeben hetten“) すなわち担保権者であった。土地のゲヴェーレを奪われる被害に現実に遭遇したのは、もしかすると、こうした担保権者（債権者）だったのかもしれない。いずれにせよ、原告は当該土地にラント法に則って静穩に長きにわたって住んで („geruiclichen gesezzen weren lenger dann dez landes reht ist“) いた。にもかかわらずエアキンガーらは土地のゲヴェーレを奪い取った。盗賊のごとくに („der selben gewer het er sie auch reuplichen entwert“)。こうして原告は、ラント平和裁判所に当該問題について審理を請う („baten dorumb gerihetes“) に至った。原告が告訴に及んだ事情は、ほぼ以上の通りであった。

では、被告は告訴にどう答えたのであろうか。当該土地は彼が購入したもの („sein gekauftes güt“) であり、一年と一日以上の長きにわたってそこに平穩に住んで („da bey gerüklichen gesezzen lenger denn iar und tag“) いた。原告から奪った土地ではない („het auch sie daran nicht beraubt“)、と。以上が、両当事者の告訴と応訴の次第である。

[b.土地をめぐる争い [II] ——当事者による立証活動] このように原告被告の主張は、双方が、同様の法的根拠——長期にわたり平穩に土地を所持するとの——を引き合いに出し、当該土地にゲヴェーレを有するのはわが方だ („bederseit an dem selben hof nütz und gewer für zügen“) と主張するのである。従って裁判所としては、次のように判決 („do ward in erteilt“) せざるをえなかった。次回のラント平和裁判のときに各ゲヴェーレについて立証をおこなう („ein ersam küntschaft vor uns ze leiten auf den nehsten lantfrit“) べし、と。「当該土地のゲヴェーレがいかなるところに由来するのか (in welcher gewer der selb hof her komen wer)」をめぐる立証である。裁判所は次回期日に、この立証に基づいて「なにが法であるか (waz reht wer)」をはっきりさせたい、と述べるのである。

さて、ラント平和裁判の当日（日時は不祥）改めて当事者は代弁人を伴って出頭し、立証活動に入った。それは原被告によって「人から人へ、文書

## 論 説

から文書へ (von manñ ze manñ, von briefen ze briefen)」といった風に進められた。すなわち、原告と被告とによって、とっかえひっかえ証人と証書が持ち出された。当事者それぞれが、われこそは良き立証をなしうるなり („waz yeder man gütes an der selben küntschaft moht für ziehen“) と、目の色を変え行動しているさまが、窺えよう。双方の立証活動は、裁判所の判決発見人らが聴聞する („die verhörten wir von beyden taylen“) 面前で繰り広げられた。ここでは、暴力によってゲヴェーレを侵奪された側が「Gewereinhaber [(観念的) ゲヴェーレ保持者] として、被告の地位に立ち、拳証の権利を有した」<sup>36)</sup> のではない。本事例では、ゲヴェーレの立証は原告被告の各から提出されたことに、注意を促しておきたい。

[c. 判決質問と判決および和解の申し出について] この後手続きは、裁判長 (ラント平和裁判所長官) の判決質問に移る。彼は宣誓の上、「いずれの側が、より良き立証をおこないたるや („welher teil wider in die bezzern küntschaft geleit und gestelt het“) 」と判決発見人に問うた。判決発見人は同じく宣誓の上で「受託者 (treweshender) たる、かのヴィンズハイム市民の方がヘル・エアキングー・フォン・ザインズハイムよりは (denn) 良き立証をおこなった」と判決し、エアキングーは十四日以内に彼ら市民らにゲヴェーレを明け渡す („in ir gewer setzen“) べし、かつ今後彼ら市民のゲヴェーレを妨げることあるべからず („sol sie fürbaz dar an nicht mehr hindern“) と判決を宣示した。ただしこう付け加えられた。「彼 [エアキングー] が彼ら [ヴィンズハイム市民] に友愛の法に基づき取引を申し出んとするときは、このかぎりにあらず („er wöll sie dann mit einem freuntlichen rehten ansprechen“) 」と。すなわち、敗訴した被告が和解を申し出るときは、紛争は双方当事者の交渉に委ねられる。さらに判決は、こう述べる。「彼 [エアキングー] は友愛の法に基づいて、彼ら [市民] と当該土地との安全を保証す (sie und selben hof sichern uf freuntlich reht) べし。上記に述べられたことを彼がおこなわぬときは」——と、判決文は続く——「ラント平和裁判所はそれについて彼ら [市民] を支援す

るものなり、とわれら [ラント平和裁判所十一人委員会] は判決するものである。」支援とは、エアキングーにたいし平和維持軍を編成し、行軍を指揮することにある。

本判決状は次のように、締め括る。判決の日以後 („nach der zeit“) 当該土地の用益 (ゲヴェーレ) について („umb die nütz“) 問題が発生し、また土地にたいし危害 („die beschedigung dez selben hofs“) が加えられるとき、しかもエアキングーがそれについて言い逃れをする („enbresten ist“) ときは、彼ら市民は以前と同じく、彼をラント平和裁判所へ召喚し、訴えを起こすことができる。

以上にみられた通り、本裁判事例は、土地のゲヴェーレを争うといったいわば民事訴訟であった。ただし、原告がゲヴェーレを失った理由は、被告の略奪占拠によっていた。アーノルト・フォン・ゼッケンドルフを裁判長として本ラント平和裁判所十一人委員会が活動する根拠になっていたのは、三年前の1353年8月23日に発布のラント平和令であった。ここには、ラント平和裁判所が扱いうる事件として、「略奪 (raup)、放火 (prant)、謀殺 (mort)、拿捕留置 (nom)、不法なフェーデ通告 (vnrecht widersagen)、および他の非行」が挙げられていた。本裁判事例は、ここに挙げられていた事件の一つにあてはまっていた。

## (2) 1381年の判決状から

1381年8月6日フリードリヒ・フォン・シュトライトベルクの率いるラント平和裁判所七人委員会はある判決を下した<sup>37)</sup>。争いは、ヴィンズハイム市裁判官ゴッツ・レッシュおよび市民と、ブルカルト・レッシュ („gesessen zu Haboltzhaym [ヘルボルツハイム]“) との間に起きたフェーデ事件 („auflewffe, stosse und zweyung“) である。フェーデの過程で、ブルカルトがゴッツによって捕らえられる事態が生じた。この、ある者が捕らえられるということ、すなわち「捕捉を受けたということ、のゆえに („von der gevancknws wegen“) 本フェーデ事件がラント平和裁判に係ったので

ある。そのことがまたウァフェーデの問題（後述）と繋がってくる。

[a. 待ち伏せを受けて捕らえられてウァフェーデを誓約する] 8月6日の判決状によると、ブルカルトはヴィンズハイム市民に次の疑いをかけ（„gezigen hat“）た。市民が、彼を捕らえるのに、彼を待ち伏せして（„sie solten daselbest auf in verhutt haben“）いたと。捕捉が不意打ち、もしくはだまし打ちであったとの主張であろう。これは、被捕捉者にとって不名誉なことであつたらう。不名誉は修復されねばならぬ。こうして当事者双方は、問題を法廷に持ち出す（„des bederseit mit hantgebenden trewen an uns gegangen“）ことにつき合意（一種の＜訴訟契約＞）が成った。全四点に及ぶ判決の要旨は、以下のものである。第一にハンス・ヴェックとフリッツ・インネールとは「ヴィンズハイム市民の名において（„von der burger gemainlichen der stat zu Windshaym wegen“）」宣誓によって立証し（„auf ir ayde sprechen“）なければならない。当該捕捉について責任がない（„unschuldig“）こと、およびブルカルトを待ち伏せしていたのではない（あるいは、闇討ちとか、だまし打ちとかではない）ことを。彼らは無罪の立証を果たしたので、「かの告訴から免れ（umb dieselben ansprach ledig und los）る」べし、と判決が下された。「かの告訴」とは、ブルカルトが本ラント平和裁判所に起こした訴えである。なお上記二名（ハンス、フリッツ）の市民はヴィンズハイム市当局（上記ヴィンズハイム市裁判官ゴッツ）から無罪の宣誓をおこなう権限を付与され（„mit vollem gewalt“）た者らであり、この意味で都市を代表する人物であつた。

第二に、ブルカルト、および彼の身内の者ら（„die seinen“）は聖遺物に賭けてウァフェーデ（„ein sleht urfeh“）を誓約<sup>38)</sup>した。誓約を向ける相手は、彼を捕捉したゴッツ、およびゴッツの指揮下で（„darunter“）捕捉の行為に関わつ（„verdacht von der vorgeschriben gevancknws wegen“）た者（つまりヴィンズハイム市民の中の関係者）であつた。誓約にいわく、以後は良き友人たらんとす（„gut frewnt sein wolle“）と。言い換えれば捕捉を被つたことについて今後報復することはない、と誓つたのである。

こうしたウァフェーデは、被捕捉者の名誉を修復する働きをした<sup>(36a)</sup>。

[b. ある破壊事件をめぐる仲裁小委員会が設置される] 第三は、ヘルボルツハイム（上記のようにブルカルトの居所の土地）の「石造りの台座に関わって (von des steinern fusses wegen)」いる。この台座がどんなものなのか（ある城館基部の一部かもしれぬ）は不祥。のみならず、それをめぐる状況はいささか込み入っている。判決状によれば、ブルカルトは本台座を取り壊した („abprochen hat“) ことでゴッツ（ヴィンズハイム市裁判官）に損害を及ぼした。これについてラント平和裁判所は、ゴッツは聖遺物に賭けて次のごとく宣誓すべし、と判決を下した。彼 [ブルカルト] が彼 [ゴッツ] に当該石造りの台座を譲渡したのは、他ならぬ、彼 [ブルカルト] の兄弟たるコンツ・レッシュの同意と約束があった („wille und wort sey“) ことによっている、と。「石造りの台座」をめぐる事実関係についてはこれ以外のことはわからない。ともあれ、ブルカルトは彼の兄弟の同意をえてまでしておこなった譲渡にもかかわらず、彼は台座を破壊したのである。なぜこうした行為に及んだのであろうか。事情はわからない。推測するに、そもそもブルカルトは台座の譲渡には乗り気がなかったのを、兄弟コンツの説得に従い不承不承譲渡に応じたのかもしれない。こうした状況下で、ある紛争を契機に、ブルカルトは自分が譲渡した台座の破壊に及んだ。そしてこのことが、彼の捕捉に繋がったのであろう。

ともあれ、本件の決着法として、判決状ではこう提案される。ブルカルトとゴッツのそれぞれの側は、各一人の歴とした者を („einen erbergen man“) 選びこれを仲裁人とすべし。本日 8 月 6 日から、聖ミカエル祭日直前の月曜日 [9 月 23 日] に予定されている直近のラント平和裁判日までの期間内に、彼ら二名は仲裁案を作るべし („Die sullen datz schaiden“)。この案に当事者（ブルカルトとゴッツ）双方は従い („stet halten“)、異論をなすことは能わず („da wider nicht tun“)。もし仲裁案が整わぬ („die zwen uber ein nicht komen mochten“) ときはどうなるのか。彼ら仲裁人二名は、上記次回の、ニュルンベルクで開催されるラント平和裁判当日に

## 論 説

において、裁判所長官が選んだもう一人の者 („einen dritten“) と共に委員会 (いわば小委員会) を構成し、この者がその委員長となる („zu einen obmann“) べし。こうして三人委員会が仲裁案の策定にあたる。このとき委員全員、もしくは三人委員のうちの二委員 („der merer teil unter in“) が一致したところが仲裁案 (すなわち多数決で決まった仲裁案) となる。当事者ブルカルトとゴッツとは、これに従うべし、と。

こうした小委員会方式による紛争決着法は、ラント平和裁判所のいわば親委員会による仲裁案作成の方法と同様の方法によっている。

最後に第四は、ごく短い判決である。ブルカルトが刺傷行為に及んだ相手のマイトなる人物の件について („umb den Maiden“)、および彼 (マイト) から奪った (そして現在ローテンブルクの者らの手に渡っている) 馬匹の件について („umb das Pferd“) は、ゴッツの方にはなんら越度はない („nichts schuldig“) と。

[c. 裁判所外で成立した和解がラント平和裁判所で確認を受ける]  
以上を要するにブルカルトとゴッツとの争いは、レッシュ (Lesch) 一党内の親族間 (例えば甥と伯父といった) のフェーデであったのであろう。問題は、フェーデの過程でブルカルトが捕捉されたことにある。しかも、それが、ヴィンズハイム市民の待ち伏せという非公然で不名誉な捕捉法にあったのも、ブルカルトにとっては看過できなかつた。他方でこうした事情にあるときはゴッツ側もブルカルト側の報復を恐れざるをえない。こうして、当事者はラント平和裁判を求めた。裁判所は、ブルカルトにウァフェーデを誓わせることでゴッツとの関係を修復させ、これによって今後の報復を断念させる。この場合おそらくブルカルトはウァフェーデを誓うことを自身望んだのであろう。この誓約によって名誉を回復しうるのである。本ラント平和裁判はウァフェーデの成立に主眼があつたが、フェーデの過程で生じた、関係の他の件 (石造りの台座の破壊、刺傷と馬匹略奪の各事件) について合わせて、判決を下したのである。以上判決は、文書にしたためられた上でラント平和裁判所の印章が捺され („versigelt mit des

Landfrids insigel“) 当事者に手渡された。

本フェーデ事例ではおそらく裁判所外ですでに和解が成立していて、ウェアフェーデをおこなうことは合意されていたものとみられる。しかも、裁判所外でウェアフェーデが交わされてもよかった。しかし、これを裁判所で公然果たすことになった。その場合、ヴィンズハイムの都市裁判所あるいは市参事会裁判所においておこなうことが十分考えられた。同市の裁判官や市民がフェーデに関係していたからである。だが、都市の裁判所ではなくラント平和裁判所が選ばれた。このところに、ブルカルトのある種のこだわり——都市の裁判権力には服したくないとの——があったとみられる。

ラント平和裁判には、既述ローテンブルクについて1356年の証書（1[1]）および1360年保護状（1[2]）にもみられたように、こういった和解確認の事件に係ったことに注目しておきたい。

### 3 レーゲンスブルクとシュトラウピンク

#### (1) 契約違反をめぐって——1353年召喚状——レーゲンスブルク

アーノルト・フォン・ゼッケンドルフ率いるラント平和裁判所十一人委員会は、コンラート・ザント・フォン・レーゲンスブルクにたいし召喚状を發した。1353年（10月3日）ないし1356年（11月11日）のことである<sup>(39)</sup>。コンラート・ザントは「ゲオルギウスの祭日〔4月23日〕直前の月曜日にニュルンベルクで開催予定のラント平和裁判において、コンラート・デア・エンゲルマール・フォン・ニュルンベルクに应诉すべし（antwort）」と。この月曜日とは、当該の年がもし1354年とすれば、4月21日に当たった。コンラート・デア・エンゲルマール（ニュルンベルク市民）が、いつラント平和裁判に訴えを起こしたのかはわからない。ともあれ、この告訴にたいし、コンラート・ザント（レーゲンスブルク市民）はしかるべく应诉をいたすよう、十一人委員会は彼（被告）に召喚状を書き送ったのである。

では、いかなる事件について („dor umb daz“) 原告は告訴に及んだの

であろうか。詳しくはわからない。両コンラート（ザントとエンゲルマール）はなんらかの契約関係にあったのであろう。ところが、ザントは契約で決められた条項に違反したようである。召喚状には、こう述べられている。「貴殿〔ザント〕は彼〔エンゲルマール〕の安全を友愛の法に基づいて保証しようとはせぬ（*du in niht sichern wilt uf freüuntlich recht*）」と。召喚状はさらに続ける。「〔彼（エンゲルマール）は、〕新しくラント平和に服する土地において、身柄と財産とにつき〔保全の〕世話を貴殿〔ザント〕から受ける必要があつ（たのに貴殿はこれを怠つ）た（*müez sich in dem newen frid leibs und güetes vor dir besorgen*）。」なお「新しくラント平和に服する土地」にみえる「ラント平和」とは、国王カール四世の1353年8月23日ラント平和令を指している。貴族らと共に本平和令を誓約した都市には、ヴェルツブルクとローテンブルクとの他に、レーゲンスブルクとニュルンベルクとがあった。

エンゲルマールの身柄と財産を心配せねばならぬのに、それをおこなわぬため、それによって200マルク銀の損害をザントはエンゲルマールに与えた（*„host in dar an beschedigt uf zwei hundert marchk silbers“*）。ただこれらすべては、エンゲルマール側の言い分である。そこで、ザントはこれに応答するように——というのが、召喚状の趣旨である。応訴せぬときはどうなるのか。「貴殿が前述の裁判日に出頭せず、応訴せぬときは（*verantwüerst du es nicht uf den vorgeantanten tag*）法〔1353年8月23日ラント平和令〕に定めてある通り、貴殿にたいしてはラント平和裁判が実施されるであろう（*so richt man mit dem lantfrid hintz dir, als er gesetzt ist*）。」出頭せず応訴せぬときに、被告にたいして下すべきこのような処遇（いわゆる欠席裁判による判決宣示）は、召喚状が一般に述べるところである。

以上からみるに、両コンラート間の契約とこの違反をめぐる事情は、こうではなかったか。ザントは、エンゲルマールの身柄と財産の安全を保証する契約を、エンゲルマールと交わしていた。例えば、ラント平和がおこなわれるべき土地土地において、前者は后者の自由通行について安全を守



護するとかといった契約である。ところが、この契約が果たされず、エンゲルマルは財産をなんびとかによって拿捕されてしまい、これによって200マルク銀の損害を被った、と。しかしこれはもちろん、推測の域を脱しない。

## (2) 「ラント平和裁判の敵」[1]

### ——1353年書簡——レーゲンスブルク

同じ頃(1353年[10月3日]ないし1356年[11月11日])もう一つ、アーノルト・フォン・ゼッケンドルフ率いる十一人委員会はレーゲンスブルク市参事会と市民に「ラント平和裁判に関して(von dez lantfrids wegen)」書簡<sup>(40)</sup>を送って、こう命令を発した。「貴殿[市参事会と市民]は、レーゲンスブルクのユダヤ人アブラハムに(Abrahamen dem juden von Regensburg)助力するように。彼にとって利益になり有利になるよう(nützlich und vorderlich)にである。」なにについてか。「アルプレヒト・デア・ブッフベルガー・フォン・ヴィンツァー[の行為]にたいし、および彼(アルプレヒトが占拠せし、アブラハム)の土地について(auf seinew güet)」アブラハムに助力せよ、と書簡にはみえる。この土地はアブラハムのものであることを、彼アブラハムはアルプレヒトにたいし立証した。ラント平和裁判所の判決によってアブラハムが取得した判決状の述べるところに従って(„wa er die beweist nach seiner brif sag,die er mit dem lantfrid auf in nach recht erlangt hat“)——。

これを要するに、アルプレヒトはアブラハムの土地を奪ったとして後者は、前者をラント平和裁判所に訴え勝訴の判決を取得した。他方、被告アルプレヒトは敗訴したにもかかわらず、依然土地を返還しようとはせぬ。そこで十一人委員会は、市民アブラハムが土地を取り戻すことができるよう助力すべしと、レーゲンスブルク市当局に命じたのである。

十一人委員会はさらに「貴殿[レーゲンスブルク市]の身内の者らすべてに(allen den ewern)」こうも命じる。「彼ら[身内の者ら]が彼[アル

## 論 説

プレヒト]と遭遇するところならどこであれ、彼を捕らえ、ラント平和裁判の敵としてわれら [十一人委員会] のところにまで連行す (wo si in anchomen, daz si in auf haben für dez lantfrids veint untz an uns) べし」と。こうしてレーゲンスブルク市はラント平和の遵守を義務づけられている通りにアルプレヒトにたいし行動を起こす („tûet dar zû, als ir dem lantfrid gebunden seit“) よう十一人委員会によって命じられる。ここには、(イ) レーゲンスブルク市内外において、傭兵 (後述) を含む市民軍による追捕行動が裁判所によって求められている。さらにここには、(ロ) 裁判所に出頭せぬ敗訴者は「ラント平和裁判所の敵 (dez lantfrids veint)」といった特有の言葉で把握されている。この言葉は同時代、次の、下バイエルンはドナウ河畔シュトラウピング市に宛てられた書簡にも登場する。

## (3) 「ラント平和裁判の敵」[2]

## —1354年書簡—シュトラウピング

[a. シュトラウピング市—1354年書簡] すなわちレーゲンスブルク市の場合と同様の事例が、シュトラウピング市にみられる。1354年2月5日アーノルト・フォン・ゼッケンドルフの十一人委員会はシュトラウピング市参事会と市民とに向け「ラント平和裁判の件で (von dez Lantfrids wegen)」一書簡を送り、こう命令を発した<sup>(41)</sup>。同市は、レーゲンスブルク司教座聖堂参事会長、主席司祭、聖堂参事会の利益となるように助力すべしと。では、レーゲンスブルクの教会は、なんびとから侵害を受けていたのか。アルプレヒト・ハイダウアー („Albrecht den Haydauer gesezzen zu dem Sigenstein“)、およびハウツェンドルファーの二兄弟 („Heinrich und Chunrad di Hautzendorffer, geprüder, gesezzen zu Schönberg“)、さらにエンゲルハルト・ホッファー („Engelhart den Hofer, gesezzen zu dem Lobenstein“) の全四貴族からである。

彼らは教会の土地に („uf irem gut“) 侵害を加えた。当該土地は前記レーゲンスブルク市の事例にもあったと同様、ラント平和裁判によって教会の

所有物であることが立証され、被告の貴族たちは敗訴になった。にもかかわらず、土地を返還しない。そこで十一人委員会は、レーゲンスブルクの教会が土地を取り戻すことができるよう助力すべしと、シュトラウピンク市に命じた。

同市が被告らに遭遇するときは、彼らを捕らえ「ラント平和裁判の敵として (für dez Lantfridz veint)」ニュルンベルクの十一人委員会にまで連行するよう求められた。これを要するに都市の助力とは、つまるところ、傭兵を含む都市市民軍の動員によって被告らを捕捉することにあった。「ラント平和裁判の敵」と判定されることは、アルブレヒト・ハイダウアーらを都市が捕捉するさい、都市の行動を正当化する担保となっていた。

このようにして前述レーゲンスブルク市宛での1353年書簡においてであれ、シュトラウピンク市向けの1354年本書簡においてであれ、都市に助力が要請されていた。都市は上述のように、傭兵を含んだ市民軍の編成の方法でもってこれに応える。傭兵については、いささか後代の事例(1381年)であるが、ニュルンベルクの市会計帳簿の一条にこう述べられている。「街道において、(ラントに)有害な者らを待ち伏せて捕捉する任務にあたった傭兵たちに16ブントが支払われ (It. ded. den soldnern 16. lib. Haller, do sie uff der straz uff schedlich lewt gehüt heten) た」と<sup>42)</sup>。街道におけるこうしたラントに有害な者ら („der da ein schedelich man ist gewest in diesen landen“)<sup>43)</sup>は同時に「ラント平和裁判の敵」であったろうし、少なくともこれと無関係ではなかったであろう。

[b. レーゲンスブルク司教座——1354年判決執行認許書] ところで、上記の貴族らの一人エンゲルハルト・ホッファーに注目したい。じつは彼にたいしては、上記シュトラウピンク市の事例と同日1354年2月5日に、同じくニュルンベルクで開廷のラント平和裁判所から敗訴判決が下された<sup>44)</sup>。告訴をおこなったのは、レーゲンスブルク司教座聖堂参事会長らである。本事例は、厳密には都市は関係せず、司教座という聖界関係の事例ではあるが、上記シュトラウピンク市の事例にいささか関連するので、

## 論 説

エンゲルハルトの本事件をこの場で取り上げておきたい。

彼にたいしては、ラント平和裁判所不出廷のゆえに、敗訴判決が下された。原告（レーゲンスブルク司教座）は勝訴し、勝訴判決に基づいて、被告エンゲルハルトにたいする判決執行認許書の交付を受けることになった („erclagt und ervollet hat nach recht“).

事件は、ヴッツェンホーフェンに存したレーゲンスブルク教会所有の土地を („uf seinew gut“) 被告が占拠したことにあった。彼は土地の収益を掠め取 („daz er in ir gult rewplichen genomen“) り、これによって教会に200プント・レーゲンスブルク・フェニヒの損害を与えた。損害額に嘘はないことは、教会側によって立証がなされた („wa si di beweisen, zweihundert phunt Regensburger phening, umb als vil er si beschedigt hat“). 法廷不出頭のため、被告は今後異議を申し立てることはできなく („daz kein lawgen mer dofur gehören sol“) になった。裁判所が被告にたいし書簡をもって出廷を命じるも彼がこれに従わず今後とも原告に応答することなくば („wann er es niht verantwort hat, als im von dez lantfr[ids] wegen geboten und geschriben ward“), ラント平和裁判所の名において、[被告] エンゲルハルトにたいし、また彼 [が占拠する教会] の財産にたいして原告のために、判決執行の件で助力が加えられるべし („man in hintz dem vorgeannten Engelhart Hoffer und hintz seinen guten helffen sol mit dem l antfr[id]“) と判決が下った。

ここでは、助力は、ラント平和を誓約した者すべてに義務づけられている。だが、レーゲンスブルク市民の助力がより強く求められたであろう。同市は司教座教会を抱え込んでいたから。ただ、前述のシュトラウピン市の事例におけるとは異なり、レーゲンスブルク市に向けて助力をとくに促す趣旨の文書が発行されたのかどうかについては、事情はわからない。ともあれ、エンゲルハルト・ホフファーに限っていえば、彼は、上述シュトラウピン市およびレーゲンスブルク司教座の共通の敵であり、もしかすると加えてレーゲンスブルク市の敵でもあったことに、注目しておきた

い。なお、上記にいう助力とは、屢述してきたように、判決の執行に応じない被告にたいして平和維持軍を編成し、行軍をおこなうことを指している。

本エンゲルハルトの事例で、重要な一点を指摘しておきたい。彼にたいする上記判決に「裁判所が被告にたいし書簡をもって出廷を命じるも」とあったところからわかるように、敗訴判決以後も、裁判所は被告に法廷に出頭するよう促すことがある。判決の執行に応じさせるか、原告との和解を促すためであろう。しかも、被告から和解の申し出があるときは、裁判所はこれにつねに応じる。原告も和解の申し出に従わねばならなかった。

#### (4) フェーデにおける傭兵の利用

##### ——1378年判決状——レーゲンスブルク

1378年12月21日ラント平和裁判所長官で騎士フリードリヒ・フォン・シュトライトベルクと六人の委員（七人委員会）は、一判決状<sup>(45)</sup>をしたためる。ヘル・フリードリヒ・エーゼル・フォン・キュルスハイム（Külsheim [ヴィンズハイムの北西ウッペンハイム近郊]）およびその兄弟ハインリヒ・エーゼルが、ラント平和裁判の場において、レーゲンスブルク市にたいし起こした告訴の件（„umb solch klage und ansprach“）で——。本判決状には、ラント平和裁判所の印章が捺される（„mit urteil unter dez landfrids insigel“）。本裁判所の活動の根拠となっているのは、おそらく、1377年5月28日国王ヴェンツェルがローテンブルク市において発したラント平和令<sup>(46)</sup>である。上記の印章の銘刻文（Legende [Leg.]）には„S. PACIS. PER. DÑM. WENTZESLAŪ. R. ...ET. BOEMIE. REGĒ. ORDINATE.“とある。

では、どのような内容の告訴であったのか。本判決状によればこうである。上記エーゼル兄弟はレーゲンスブルク市の罪をこう問う。同市は、市の傭兵と従僕（„ir soldnere und diener“）をロイトドルファー家の者に貸し与えた。ロイトドルファー家の者と、その一党すなわち支援者と従者ら

## 論 説

(„sein helfere und dienere“)は、借り受けた傭兵らを手勢に、われらエーゼル兄弟がもつキュルスハイムの城館を襲撃し略奪に及ん („in derselben Esel haws zů Kulsheim gevallen were in das ir da rewplichen genomen“)だ、と。告訴を受けてレーゲンスブルク市は裁判に応じる („Daz ist als verre komen mit dem rehten“)用意にかかる。同市シュルトハイス、ヤーコブ・プルンホーファーと、市民ザイフリート・ブレンナーとに全権を与え („mit vollem und gantzem gewalt“) 兩人をニュルンベルクのラント平和裁判に送り込んだ。法廷の場に臨んだ彼らは、雪冤の証明をおこなうよう命じる裁判所の判決に従って („als in erteilt warde“) これを果たす。「このような風評と嫌疑とを宣誓によって晴らさん (wolten sich dezselben lewmunds und inhtziht entslagen haben mit iren aiden)」と。古来の立証手段として広く用いられた、御決まりの、被告による雪冤宣誓であった。雪冤宣誓が成功したのを受けて、原告の一人フリードリヒ・エーゼルは、法廷に出頭し、自己と兄弟ハインリヒとの名において、同市を本告訴から解き放つ („überhüb sie dez rehten“) 旨を陳述する。本陳述の後、判決が下された。雪冤立証者ヤーコブ、ザイフリートの兩名と、レーゲンスブルクの全市民とは、エーゼル兄弟から出されていた告訴から今後永久に免れ („ledig und lose sein“) るべし、と (いわば免訴である)。

本告訴事件の発端は、エーゼル兄弟とロイトドルファー家とがフェーデを戦っていたところにあつたのであろう。フェーデの過程でロイトドルファー家の者がエーゼル兄弟の城館を襲撃した。襲撃は、レーゲンスブルク市が同家に貸与した同市の傭兵によつていた、とのうわさが立つた。そこでエーゼル兄弟はレーゲンスブルク市にその真偽を問うため、告訴に及んだ。ただし、エーゼル兄弟は襲撃を受けたことに伴つて生じた損害についてその賠償を請求するとかの個々の点には、言及していない。まずはくうわさの真偽を確かめようとしたようである。他方、ラント平和裁判所は、職権的にロイトドルファー家の者を出廷させ風評の真相 (また襲撃が実際に傭兵によつて起きていたか否かの事実関係) を確かめる、といったことまで

はおこなわない。裁判手続きは、あくまでも当事者中心で貫かれた。

と共に、ここで注目されるのは、フェーデに傭兵が用いられたことである。ある意味で、傭兵時代を象徴する一事例といえるであろう。

### Ⅲ ラント平和裁判周辺三題

本節では、ラント平和裁判をめぐる諸問題の一端を三例について取り上げる。時代は三例すべて、ラント平和裁判の初期時代たる1350年代に属している。

#### 1 市民を差し押えることが禁じられる

##### ——1350年書簡——レーゲンスブルク

[a. ラント平和裁判所委員会委員の出自] 1350年4月22日国王カール四世は、七箇月前の1349年10月4日同王の肝煎りで成立したフランケンのラント平和令（有効期間は一年間）で設けられた<sup>(47)</sup>ラント平和裁判所九人委員会に、ある書簡を送った<sup>(48)</sup>。ときの長官は、ハインリヒ・フォン・ハイムブルクである。フランケン=ラント平和裁判所の九人委員会は「彼[長官ハインリヒ]のゲゼルシャフト[仲間]と呼ばれていた („Heinrichen von Heimberch und siner gesellschaft der n̄wnen des landfrides in Franken“)。

ハインリヒは国王が選んだ人物であり、九人委員会の長官職に就いた。他の八委員は、上記ラント平和を誓約した者（貴族および都市）のうちの有力なる者がそれぞれ差し出した人物が、その地位を占めた。

本平和令には——他の平和令では余り例がないことだが——差し出し者の個人名と、差し出された者の個人名とがそれぞれ記されていて興味深い。若干紹介すれば、バンベルク司教フリードリヒからはフォラント・フォン・ヴィーゼンタウ、ヴェルツブルク司教アルブレヒトからはランプレヒト・フォン・ゲロルツフォーフェンである。以下全体に個人名は略し、差し出

## 論 説

し者のみを挙げよう。宮中伯（バイエルン大公）（宮中伯から差し出された委員の名は漏れている）、ブルクグラフ・フォン・ニュルンベルク、ヘンネベルク伯（夫人）、ホーエンローエ貴族家およびブラウネック貴族家（両家で一人の委員が差し出された）のそれぞれの当主に相当する者が差し出し者であり、最後にニュルンベルク市、ローテンブルク市である。本平和令に加わった都市は、これらニュルンベルク、ローテンブルクのみである。前者はコンラート・デア・グローツェ（ニュルンベルク市のシュルトハイス〔都市裁判所裁判長〕であった）を差し出し、後者はディートリヒ・コンデを差し出した。それぞれ「都市の名において（von der stad wegen）」ラント平和裁判所九人委員会の委員としてである。

〔b. 都市の特権の確認と差押え〕 多少紹介が長くなったが、九人委員会に宛てた国王書簡そのものに戻ろう。その内容は、レーゲンスブルク市民を差し押えることや拿捕すること——これらの禁止に関係していた。

書簡は、まず（イ）従来の経緯に触れている。レーゲンスブルク市は過去の諸国王によって久しい前から（„vor mangeln ziten“）その有する特権について確認を受けて（„gefryet und verbrieft sint“）きた。では、その特権とはなんであろうか。なんびとも帝国の名において同市民を差し押えることは、なしえぬ（„daz si für daz rich nieman pfenden sol noch enmag“）、あるいは、同市民の身柄と財産とをいかなる土地においてであれ拿捕することはなしえぬ（„ufhalten an deheiner stat weder ir lib noch ir gut“）ことである。

次に（ロ）、カール四世の本書簡はラント平和裁判所九人委員会に向けてうったえる。「朕もまた、貴殿に懇請する。貴殿は、同市民を、上述の特権の存するがゆえに、あらゆる人物にたいし、保護し、助勢せんとすべし（an den selben genaden gen allermenlich beschutzen und beschirmen）。」というわけは、「同市既述の特権および法がいささか被害に遇っているというのが、朕の常日頃思うところ（immer durch unsern willen, daz in dŵ vorgeant genade und recht iht übertarn werden）」だからである、と。



では、どうして、このように市民は差押えを被らぬ、あるいは拿捕されぬ、との従来のレーゲンスブルク市の特権について、その確認が選りに選ってラント平和裁判所に要請されたのであろうか。これに答える前に、なぜ、特権の確認が問題となったのか、その事情について考えてみたい。書簡からは、事情はわからない。推測に頼らざるをえぬ。

前前から、レーゲンスブルク市民にたいする差押えあるいは拿捕をめぐる苦情が同市当局から国王に提出されていたと考えられる。このところで、関連して、差押えあるいは拿捕といった言葉の意味するところをみておきたい。まず（イ）本書簡の、「同市民の身柄と財産とをいかなる土地においてであれ拿捕することはなしえぬ」にあった言葉「拿捕する (ufhalten)」の意味である。具体的様相は書簡からはわからないが、直ぐ想い至るのはいわゆる「報復としての差押え」の現象<sup>49)</sup>である。レーゲンスブルクのある市民がある件の債務者となっているときに、彼が逃亡するとかで債務の支払いに応じぬときに、債権者が、債務者本人に代わって別のレーゲンスブルク市民の身柄や財産を差し押えるもの。こうした報復的差押えを禁止する事例は、13世紀以降例えば都市間に交わされた司法契約に度々みいだされる。上記カール四世の本書簡は、この一例とも受け取れる。

次に（ロ）、「なんびとも帝国の名において同市民を差し押えることは、なしえぬ」にいう「差し押える (pfenden)」の意味である。上記のもう一つの言葉„ufhalten“（拿捕する/捕捉する/差し押えるなど）との繋がりから「差し押える」と訳した。„pfenden“には確かにこの意味があるからである。他方で „pfenden“には、ヒトやモノを「質に入れる」こと、言い換えればヒトやモノを債務の担保として提供すること、といったように、差押えの意味と同類の意味がある。では、同市に関わる質入れの現象はどのようであったであろうか。ゲッツ・ラントヴェーアの教えるところによれば、ルートヴィヒ・デア・バイエル王（1347年9月没）時代に四件（1326, 1329, 1331, 1346の各年）の例が知られる。ただし、これらレーゲンスブルク市の例では、質入れされた対象は、市の官職とかユダヤ人税であり、

## 論 説

また自由安全通行保障権（Geleit）といった市のレガーリエンであった<sup>(50)</sup>。都市そのものではなかった。ルートヴィヒ王によって起きていた、こうした官職等の質入れにたいし、レーゲンスブルクはカール四世の国王就任（1346年7月ドイツ王に選ばれる）初期に苦情を申し立てたのであろう。カール四世時代には、少なくとも同市に関しては質入れは起こっていない。

〔c. 都市にたいする差押えとラント平和裁判〕 さて、書簡は特権の確認を、なぜ選りに選ってラント平和裁判所九人委員会に向けたのであろうか。ここでも、推測に基づかざるをえぬが——それは、こう考えられないであろうか。（イ）一つに、カール四世はラント平和裁判所に帝国法上の意義を与えようとしたことにあった。レーゲンスブルクは1245年来帝国都市であり、同市そのものを、あるいは同市の官職等同市の一部を、国王債務のカタに質入れるのは王自身（あるいは、王から質入れの権利を取得した者）である。「なんびとも帝国の名において同市民を差し押えることは、なしえぬ」と述べられていた「なんびとも」とは、まずだれよりも国王自身である。このようにして、国王による質入れ（担保提供）行為を牽制する権限をラント平和裁判所に与え、こうした牽制を通して裁判所に、帝国都市の保護を図らせようとした。レーゲンスブルク市は、なんらかの質入れ行為が起きるとか、その惧れがあるときは、その旨をラント平和裁判所にうたえることで、救済を求めることができる、ということである。（ロ）もう一つに、レーゲンスブルク市が紛争の一方の当事者となっている過程で、市民の身柄・財産が差し押えられることがある。このとき同市がラント平和裁判所に訴えを起こすときは、裁判所は訴えを取り上げ、審理の上で、しかるべき救済を施すよう、レーゲンスブルク市に助勢すべし、ということである。このことは同時に、都市君主としての国王の権利を保全することに繋がっている。

以上を要するに、レーゲンスブルク市を保護するために、ラント平和裁判所九人委員会に宛てた本書簡は、カール四世の国王就任初期時代におけるラント平和政策の一環として位置づけることができる。この関連で最後

に一言したい。書簡を受け取った、ハインリヒ・フォン・ハイムブルクを長官とする九人委員会は、既述の通り1349年10月4日のラント平和令によって設けられた。本平和令はフランケンを（フランケン=バイエルンを、ではなくて）を対象としていた。このことは、九人委員会について書簡に既述の通り „der nwnen des landfrides in Franken [フランケンのラント平和裁判所九人委員会]“とあったところからもわかる。これを要するにレーゲンスブルクは、本平和令には参加していなかった（都市としては、ニュルンベルクとローテンブルクのみが本平和令に加わっていた）のである。

レーゲンスブルク市がフランケン関係の平和令に参加するのは、本平和令の次の平和令（1353年8月23日）であり、ニュルンベルク、ヴェルツブルク、ローテンブルクと共に名を連ねる。このとき設けられたアーノルト・フォン・ゼッケンドルフを裁判長とするラント平和裁判所委員会は „Ich Arnolt von Segkendorf und di mit mir uber den lantfr[ide] zu Franken und zu Beiren gesetzt sind“<sup>(51)</sup>とあり、ここには「フランケンとバイエルンのラント平和裁判所委員会」とみえる。

これにたいし、前述のように、さきの1349年10月4日のラント平和令にはレーゲンスブルク市は加わってはいなかった。にもかかわらず、同平和令の下にあった九人委員会に発した書簡において国王は、同市があたかも同平和令に参加しているかのように振る舞っていた。すでにこのところに、同市の保護に向けた国王の強い意思が表明されているよう。

## 2 裁判移管権の行使——1354年書簡——ヴェルツブルク

1354年8月6日ニュルンベルクにあって国王カール四世はラント平和裁判所十一人委員会に向け書簡<sup>(52)</sup>を送った。一年前の8月23日のラント平和令で設置された十一人委員会のこのときの長官はアーノルト・フォン・ゼッケンドルフであった。

本書簡は、二部からなる。(イ)前段では、書簡を出すまでの経緯が述べられる。経緯とは、ヴェルツブルク司教アルブレヒトとヴェルツブルク

市とのフェーデ („alle kriege und missehel“) に関わる。国王は両者を和解に至らせ („gutlichen versunet und verslichtet“)、これによって「貴殿 [十一人委員会] の両 [当事] 者が原因で生じた逸脱行為 („alle bruche, die geschehen sein von ir beider wegen)」を止めさせ („hin geleit und ab genomen“) た。こうした逸脱行為は「フェーデの最中に起こったもので、フランケンのラント平和に違背 („wider den lantfrid in Franken in dem obgen(anten) irem kriege“) する」行為であった。ラント平和に違背して生じる逸脱行為はどのようなものであれ、以後は、ラント平和を誓った者らや、ラント平和に含まれるその他の者によって („von den geswornen und andern, die zu dem lantfrid gehören“)、(なかんずく) ヴュルツブルク司教およびヴュルツブルク市によって開始され („ufgehaben“) ぬよう、また実行に移され („gereget“) ぬよう、心がけられるべし。本書簡の前段が述べるのは、ほぼ以上のようなものである。

ところで、上記の「貴殿 [十一人委員会] の両 [当事] 者が原因で生じた逸脱行為」にある「貴殿の両 [当事] 者」とは、なにを意味するのであろうか。それは、アルプレヒト司教とヴュルツブルク市とを指し、彼らの当該フェーデは、長官アーノルトが主宰するラント平和裁判に係属中であったことを述べている。これを言い換えれば、国王が肝煎りとなって仲介に入り、両者を和解させたのは、当該フェーデをめぐる裁判がラント平和裁判に係属中のことであった。国王肝煎りによる和解が成ったのは、本書簡発行の二週間前の7月24日<sup>(53)</sup>であり、この和解成立を受けて国王はラント平和裁判所十一人委員会に書簡を發したのである。

そこで本書簡の(ロ)後段である。後段は和解以降のラント平和裁判所の取るべき対応を述べる。「それについて朕は忠良なる貴殿 [十一人委員会] に命じる (Dorumb gebieten wir ewern trewen)」と。「すなわち貴殿は、いかなる逸脱行為について (umb die…brüche, ob dhein geschehen were) であれ、またそこから生じた損害 (schaden) についてであれ [今後当事者を] 責めることは、なすべからず (dheine rachtung…tün sullent)。」

裁判によってであれ裁判によらずにであれ („mit gerichte oder an gerichte“)。また言葉によってであれ行動によってであれ („mit Worten noch mit werken“)。というわけは」——と、書簡は締め括る——「朕は、[両当事者によって] 起きた逸脱行為であれ、これから生じた損害であれ国王の威信をもって [両当事者間に] 和解を図ることによって、それら (逸脱行為と損害) を大目にみた (von sundern unserm küniglichem gewalt gnediglich haben vergeben) からである。」

正規の裁判所で審理中で、しかもまだ判決の下りていない訴訟については国王はそれを引き取って国王裁判所においてみずから解決を図ることができた (ius evocandi)<sup>54)</sup>。上記の事例では、ラント平和裁判所で審理中の訴訟についても、古来のこの種の権利が例外なく行使されている。しかも、ヴェルブルク司教といったフランケンの中心的な領邦君主と、その領国の一都市ヴェルブルクとの争いに和解の肝煎り役となって介入した。ここには、フランケンの一領邦都市に向けられた国王の保護政策のひとつをみてとれなくはないであろう。

### 3 ラント平和裁判所吏員の報酬一斑

#### ——1353-56年書簡——レーゲンスブルク

14世紀の中頃 (1353年 [10月3日] ないし1356年 [11月11日]) 長官アーノルト・フォン・ゼッケンドルフの十一人委員会はレーゲンスブルク市に、ラント平和裁判所吏員への贈り物の件に関して一書簡<sup>55)</sup>を発する。書簡は、まずこの件について、ある経緯を述べる。「われら [十一人委員会] は、ラント平和裁判所で働くわれらの従僕の件で (umb unser und dez landfrids laufend knecht) 一年前に貴殿 [レーゲンスブルク市] に書簡を発した。その中でわれらは、貴殿がわれらの名で彼ら [吏員] に贈り物をしてくれるように、とくに上衣を一人に一着ずつ贈呈してくれるように (einem ainen rok gebt) 請うた。」この贈り物は十一人委員会の意を受け

論 説

て無事果たされ („Dazselb tet ir auch durch unser bet willen“) た。これについて、十一人委員会は本書簡で丁寧な礼を述べている。

そこで、次に、同委員会は再度請う。本年についても („heuver von disem jar“) ラント平和裁判所の従僕で従者 („unserm knecht und dinar“) であるハインリヒ・デア・ファーデムに一着の上衣を贈ってくれるように、と。こうして本書簡は、以下のように締め括る。もし贈ってくれるならば、「これについて、ラント平和裁判所は、貴殿にしっかりと御礼を申し上げねばならぬ (dez hat eu der lantfrid ze danken)。」

ラント平和裁判所が活動を果たすには、裁判長と判決発見人とからなる十一人委員会だけでは、むろん到底無理であっていわば事務局が必要であったろう。例えば、召喚状を送達するのに使者が要ったし、書記の仕事も必要であったであろう。しかし、こういった吏員たちのありようについては、そもそも事情はよくわからない。この意味では、本事例は、当面参照に値するひとつとなろう。ここでは、物を贈るというかたちを取って、吏員への謝礼もしくは報酬の一端が示されており、興味を惹く。

## おわりに

以上、マインツ市民ハンネの訴訟事例（第1節 [I]）から、またフランケン=バイエルンの都市ローテンブルク、ヴィンズハイム、ヴェルツブルク、レーゲンスブルク、シュトラウビンク関係の諸事例（第2節 [II]・第3節 [III]）から、貴族層と並ぶラント平和誓約の当事者——都市と市民——がラント平和裁判とどう関わっていたのかをみてきた。ここからえられた結果を、二点 ([1] [2]) にまとめると、以下のようなものである。

(1)まず、マインツ市民ハンネ・フライシュは織布その他の財を奪われたことで2,000マルク銀の損害賠償を求めて貴族ペーター・フォン・エーレンフェルスにラント平和裁判に訴えた。この事例は、当該訴訟の過程で、

被告がウルリヒ・シュンク・フォン・ライヘネック、およびハンス・フォン・エレンフェルスに交替したり、裁判長が病気によって交代するといったやっかいな状況にぶつかってしまった。これらのことが主因となって裁判は、遅延に遅延を重ねる。この間、ハンネの主君フックス・フォン・リュエディヒハイムは、リップ・サービスに努め勝ちなラント平和裁判所十一人委員会の対応に、業を煮やしたのであろうか、異例なことに、ラント平和裁判所にたいしフェーデ通告に及んだ。ラント平和裁判所が延期に延期を続けていることは、フックスにとっては<法および裁判の拒絶>と映っていたのであろう。フェーデ通告は拒絶にたいするフックスの抗議であったのであろう。他方、フェーデ通告にたいしては、ラント平和裁判所はフックス、ハンネと交渉に入り和解を求めた。和解を探る中で、原告による2,000マルク銀の損害賠償請求はウヤムヤになってしまったようで、裁判の俎上にもはや載って来ていない。原告は和解と引き換えに賠償請求を放棄してしまったのであろうか。この間の事情は、よくわからない。

ハンネの告訴事件は<フェーデ通告からラント平和裁判へ>といったわかり易い経過をたどらなかった。それとは逆に、<ラント平和裁判からフェーデ通告へ>といった一見わかりにくい流れになってしまった。しかしながら、この流れの先には、ラント平和裁判の場における和解の締結、もしくは和解の確認が待っていた。この意味では、<ラント平和裁判からフェーデ通告を経て再びラント平和裁判へ>という経過となった。<フェーデ通告からラント平和裁判へ>とか、<ラント平和裁判からフェーデ通告へ>とかといった、いわば一方向の流れではなくて、双方向の動きがみられた。こうした経過をたどったことからみて、ハンネの告訴事件について次のことがいえよう。ラント平和裁判とフェーデ通告とは、相互に排他的な存在ではなく、截然とはわけられえない、かつ流動的移行的な関係にあった。いずれもが紛争の決着のつけ方として、<平和形成>にとって一定の役割を果たしていた。第一に、ラント平和裁判は告訴を受け付けて被告に応訴を促すこと、かつ仲裁活動によって。第二に、フェーデ通告は、敵対関係

## 論 説

そのものの中から和解を生み出す装置として。第三に、和解はラント平和裁判の場において締結されるか、もしくは確認を受けるかすることで。

(2)次に、ローテンブルク他フランケン=バイエルンの諸都市とラント平和裁判との関わりに移ろう。これ自体、以下の五点（[イ] [ロ] [ハ] [ニ] [ホ]）にまとめられる。

[イ] ラント平和裁判の外で成った和解の確認について——ローテンブルク（1356年の証書）およびヴィンズハイム（1381年の判決状）にあったように、都市がヴェルツブルク司教（ローテンブルクの場合）との、またブルカルト・レッシュ（ヴィンズハイムの場合）とのフェーデにおいて、和解合意が成った。ラント平和裁判の外で成就したこれら和解がラント平和裁判において、訴訟の手続きをとって確認を受けたのである。これはなにを意味するのであろうか。和解が公然化することに、意味がある。このことが、争いの再燃の回避と、和解遵守との担保となる。この意味で、ラント平和裁判には当時期待が寄せられていた。

とくにローテンブルク（1356年の証書）においては、他ならぬ国王カール四世の肝煎りでヴェルツブルク司教との間で成った和解がさらに、ラント平和裁判所でわざわざ確認を受けていた。またヴィンズハイム（1381年の判決状）については、裁判所外において成った和解合意に基づいて、被捕捉者によるウァフェーデの誓約がラント平和裁判所において交わされ、これによって、捕捉を被ったことで損なわれた名誉が修復されるに至った。ラント平和裁判所に向けた期待は小さくはなかった——このことが、ラント平和裁判による<平和形成>に繋がっている。

[ロ] ラント平和裁判所における裁判手続きについて——このような、ラント平和裁判の外で成った和解の確認ではなくて、都市もしくは市民が原告となって訴訟そのものをラント平和裁判所に提起したケースは、ローテンブルク（1373年の判決執行認許書）、ヴィンズハイム（1356年の判決状）、レーゲンスブルク（1353年召喚状）に知られる。また逆に、都市が



被告となった事例は、レーゲンスブルク（1378年判決状）にみえる。これらの事例において訴訟手続きは、召喚－弁論－立証－判決－判決執行というように進行する。少し解説すれば、以下のようなものである。ラント平和裁判所は召喚状を被告に発し、(a) 被告出廷のとき、当事者による弁論と立証の後判決が下され、これが判決状にしたためられる。判決の執行は勝訴者の仕事である。このため裁判所は、判決執行認許書を勝訴者に発行する。(b) 被告不出廷のときは、原告に勝訴判決が言い渡される。と共に、判決執行認許書が原告に発行される。弁論－立証－判決執行のいずれも、徹底した当事者訴訟であった。ただ、以上の場合に、とくに、判決と判決執行認許との関係がじつはよくわからない。判決状 („brief [ヴィンズハイム (1356年の判決状)]“) と、判決執行認許書 („volbrief [ハンネ・フライシュの告訴事件 (1371年の判決執行認許書)]“) とはそれぞれ別個に発行されたのであろうか。別個に発行されたとして、発行の時間的間隔はどのようになっていたのであろうか。もしくは、判決文と判決執行認許文とは一つの文書に収められて（言い換えれば、判決執行認許文の中に判決文が織り込まれて）、これが判決執行認許書として発行されたのであろうか。

被告が召喚に応じず不出廷をきめこんでも直ちに敗訴判決は下されはしなかったであろう。通常三度の召喚にも出頭せぬ（ローマ＝カノン訴訟法もしかり）とき初めて被告の不出廷が確定し被告は敗訴判決を被る。こうして判決文がしたためられ、この中に、勝訴者に判決執行する認許する旨の文が織り込まれたとみてよい。これにたいし、ヴィンズハイム（1356年の判決状）の事例では、被告は出廷し立証手続きをおこなったが主張が認められず十四日以内に係争地を明け渡すべき敗訴判決を受けた。こうして、判決文がしたためられた。ところがここには、勝訴者に判決執行を認許する旨の文が織り込まれていなかった。どうしてであろうか。おそらく、勝訴者は、十四日以内に係争地を明け渡すようにと敗訴者と交渉し、双方間で判決履行契約が結ばれた。この契約が不履行となって（しかも、催告を幾度か受けた上で契約不履行となって）初めて、ラント平和裁判所は、勝

訴者に、判決執行認許書を発行するのではないのか。いずれにせよ、これらの点は今後の解明に委ねたい。

[ハ] ラント平和誓約者たちの義務について——判決執行認許書が発行されると、ラント平和裁判所はひろくラント平和誓約者たちに、次のことについて注意を喚起する。判決執行が可能となるよう勝訴者に助勢するのは、誓約者たちの義務であることを。この義務は、判決履行に応じない敗訴者にたいし平和維持軍を編成し行軍を実行することにあつた。ここで注目するのは、平和維持軍の編成や行軍実施の以前ならば、敗訴者は勝訴者に和解を申し出ることができる。申し出があると、勝訴者はこれに応じなければならないのである。この場合は、ラント平和裁判所が仲裁案を作成することになる。こうした和解の申し出は、おそらく行軍の編成後や行軍の最中であっても許されたであろう。というわけは、第一に、行軍の編成や行軍の実施はそれ自体経費を要する事業であり、ラント平和誓約者にとってはできれば避けたい義務を意味していた。第二に、ラント平和裁判所委員会の活動は、仲裁が中心にあつた。このため、どのような事情のもとであれ、判決の以前であれ以後であれ、和解の申し出は、ラント平和裁判所の歓迎するところであつたからである。

[ニ] 「ラント平和裁判の敵」の呼称について——敗訴者にたいするラント平和裁判の判決を、勝訴者が執行しうよう支援をなすべく、ラント平和裁判所が上記のごとくラント平和の誓約者一般に求めるのみならず、個々の特定の都市にそれを要請する事例がみいだされた。レーゲンスブルク（1353年書簡）、シュトラウピンク（1354年書簡）において。しかも、これらの事例では、裁判所は判決を履行しようとしぬ敗訴者を「ラント平和裁判の敵（dez lantfrids veint）」と呼んでいた<sup>56)</sup>。判決履行に応じようとしぬ敗訴者をそのような呼称で呼ぶのは、裁判所の思考が職権的な色合いに彩られていることを示していよう。というわけは、この呼称のもとに、都市は該当敗訴者を捕捉し、裁判所に連行しうる権限を取得するからである。都市は都市でこの呼称の下で、捕捉行為の正当化の口実となしうる。

ただし、ラント平和裁判所が職権的な色合いをもっていたといっても、同裁判所が連行されてきた敗訴者を、委員会委員の過半数の評決で断罪する——ちょうどくラントもしくは都市にとって有害な人間>にたいして都市参事会がおこなうように——ことができるのかは、疑問がある。ラント平和裁判所は基本的に当事者間の利害の調整を主とした活動の機構であってみれば、そうした断罪評決をおこなうのはなかなか難しかったであろう。裁判所作成の仲裁案を敗訴者に履行させるため、彼に繰り返して説く程度に止まっていたのではないかとみれば、裁判所が敗訴者を「ラント平和裁判の敵」とレッテルを貼るのは、勝訴者を都市が支援し易くするための、ラント平和裁判所側の工夫を意味していたのかもしれない。いずれにしても、「ラント平和裁判の敵」とみなされた者にたいする手続きのありようの解明は、ラント平和裁判所全体の性格づけと関わっており、今後の研究課題となる。

〔ホ〕都市の法と権利の保護について——ラント平和裁判所あるいはその長官は、都市もしくは市民の特権や権利、また法と慣習、さらに身体と財産を保護する使命を帯びていた。これは、ローテンブルク（1360年保護状と請願状〔日付不詳〕また1359年の書簡）、およびレーゲンスブルク（1350年書簡）の事例にあらわれていた。ローテンブルクについては（a）市外市民が市内市民と同様の法と権利を要求するさいには、要求が叶えられるべくラント平和裁判所は助力し、また（b）都市がフェーデを戦う中で危害に晒されてきたことにたいし保護を求めるさいには、保護が与えられるべく同裁判所は助力するのである。では、助力するとは、どのようなことか。ラント平和裁判所は職権的には行動できないとすると、当事者（保護を求める者）の告訴を待って相手側（前者〔a〕の場合はローテンブルク市参事会、後者〔b〕の場合はフェーデの相手たる領主貴族）に迅速に召喚状を発し救済の措置に出ることにあったであろう。

レーゲンスブルクについては、差押えや質入れを被らぬといった、都市の特権が再確認され、特権の遵守がラント平和裁判に課せられていた。た

## 論 説

とえ国王の質入れ（担保提供）行為を制約することがあろうとも、ラント平和裁判所は都市を保護するよう求められていた。ラント平和裁判所といえども、かりにもそれが一裁判所であるからには、同裁判所は法と権利等の保護にあたらねばならなかったことに、そのことは関係している。ラント平和裁判所が国王の有する裁判移管権（*ius evocandi*）に服した（1354年書簡〔ヴェルツブルク〕）のも、同裁判所が広く裁判所の一つたる地位を占めていたことと無関係ではない。

以上が、本稿によって、都市とフランケン＝バイエルンのラント平和裁判所の関わりをめぐってえられた大筋の結果である。都市と並ぶ、ラント平和の誓約者＝聖俗領主貴族との比較でいえば、ラント平和裁判は、都市の法と権利を保護することにとくに意を用いていたといえる。これが、ラント平和の誓約の肝煎り役に就いていた国王の望むところであった。こうした保護を通して、国王は、都市にラント平和への寄与を果たさせんとした。にもかかわらず他方で、ラント平和裁判は延期に延期を重ねざるをえない事情あるいは限界をたえず、かつ各種抱え込んでいた。しかし、これらを抱え込みつつもなんとか同裁判を機能させようとする同裁判所十一人委員会や九人委員会、七人委員会の試みと努力の跡がみえないわけではない。ともあれ、それらの事情や限界が具体的な事例においてどう出現していたのかは、以下に述べるところと関連するが、今後の研究課題である。ラント平和裁判の中世後期国制史上の意義を明らかにするために。

ラント平和裁判については、本稿冒頭で指摘したように、全体として未だ研究の厚みがみられない。その制度面であれ、裁判手続きの側面であれ、またその活動の実態であれ、わからぬところが少なくない。制度面の問題の一つとして付言すれば、レーゲンスブルク（1353-56年書簡）に窺えたように、長官（裁判長）および委員会委員（判決発見人）の他に、なんらかのスタッフが存在していたようだ。しかし、こうしたスタッフのありようについては、ほとんどわかっていない。さらに、ラント平和裁判の判決

といえども所詮、法である。同裁判で交わされた和解も、しかり。では、これら判決や和解が当事者によって以後現実にも遵守され実施されたのか、争いは再燃しなかったのか、当初とは別の決着法が実行に移されはしなかったのか。訴訟の実態を明らかにするのは、ほんとうに難しい。いささか唐突ではあるが、現代フィリピン・ミンドロ島山岳民マンヤンの一種族ハスノオ・マンヤンにみられる紛争処理法の一つに、被害者が「がまんをする」ということがある<sup>157)</sup>。上述ハンネ・フライシュの告訴事件において2,000マルク銀の損害賠償を求める原告の請求がウヤムヤになってしまったとしたら、それは、彼が<がまんをした>結果であろうか。訴訟の決着のつけ方におけるこうした側面——なにがなんでもフンギリをつけるというのではない仕方——は、諸勢力が闘ぎあうラント平和裁判に働いてはいなかったであろうか。

以上の意味から、研究を今後進めていく上で、当面は、ラント平和裁判の制度と活動の基礎データを十分提示しつつ考察をおこなっていかざるをえない。そのための一つとして本稿は、諸文書そのものに語らせる叙述方法をとった。およそ、同裁判の関係史料で比較的利用し易い刊本史料の数は、乏しい。とはいえ、そうした方法を今後しばらく積み重ねる必要がある。他方、本稿で推測に頼らざるをえなかったところは、諸史料（必ずしも多くは無いが）を総動員し解明していかざるをえぬ。しかし、その趣旨とするところは、じつは、史料がどうのこうのといった類いの問題ではない。フェーデ猖獗という時代の最中であって、紛争が起こるとか、紛争に決着をつけるとかというのは、どのようなことなのであろうか。これを考えるために、ラント平和裁判のありよう（機構と訴訟）と、さまざまな権力的社会的背景を担って裁判に関わった当事者（国王・貴族・都市）の関係のありようとをみるという、テーマそれ自体の重要性にある。

## 注

- (1) 拙稿「フェーデ通告からラント平和裁判へ——フランケンのある事例より

——」熊本大学法学部創立三十周年記念論文集『法と政策をめぐる現代的変容』（成文堂・2010）。ただすでに、Gierke, Otto von, *Das deutsche Genossenschaftsrecht*, 1, 1868 (Ndr. 1954) 507 (Anm. 24), 508 (Anm. 25, 26) に、「公的平和関心」を代表する機関としてラント平和裁判所について言及がみられる。

- (2) この観点からの一考察として、拙稿「平和形成としての紛争——フェーデ通告状の考察から」『熊本法学』113号（2008）4頁（横組頁）（「紛争への参加」）。
- (3) *Quellen zur Geschichte der fränkisch-bayerischen Landfriedensorganisation im Spätmittelalter*, bearb. v. Pfeiffer, Gerhard, München 1975, nr. 76. 本証書については、すでに拙著『中世ドイツの刑事裁判——生成と展開』（多賀出版・1998）284頁（注381）で触れたことがある。なお本証書の要録としては次を参照。Die *Urkunden und Akten der oberdeutschen Städtebünde vom 13. Jahrhundert bis 1549*, Bd. 2 (Städte- und Landfriedensbündnisse von 1347 bis 1380), 2. Teil, bearb. v. Ruser, Konrad, Göttingen 1988, nr. 1265.
- (4) Ruser (前注3) nr. 1265 (要録: „für einen Bürger von Mainz“) による。
- (4 a) Angermeier, Heinz, *Königtum und Landfriede im deutschen Spätmittelalter*, München 1996, 266 („auf dem Wege der Einung“).
- (5) 拙著『ウァフェーデの研究 ドイツ刑事史考』（多賀出版・2009）110頁（注181）参照。
- (6) 一例に1377年5月28日ラント平和令（第16条）を参照。Vigener, Fritz, *König Wenzels Rothenburger Landfriede v. 28. Mai 1377*, in: *Neues Archiv der Gesellschaft für ältere deutsche Geschichtskunde* 31, 1906, 666 ([16]: „ein erberg rayse züge“). 要録として Pfeiffer (前注3) nr. 110 ([16]); Ruser (前注3) nr. 1314 ([17]). なお Gierke (前注1) 508 (Anm. 27) を参照。
- (6 a) 一例に1368年11月24日ラント平和令（第13条）を参照。Fischer, Ernst, *Die Landfriedensverfassung unter Karl IV.*, Diss. Göttingen, 1883, Beilagen nr. 2 ([13]: „daz man besezz bedorfft“). cf. Ruser (前注3) nr. 1255 (要録 [10]); Pfeiffer

- (前注3) nr.62 (要録 [13]).
- (7) Ruser (前注3) nr.1267.cf.Pfeiffer (前注3) nr.83 (要録).
- (8) Spindler, Max/Diepolder, Gerhard, Bayerischer Geschichtsatlas, München 1969,20 (Helfenberg [um 1350]).
- (9) この点については、拙稿「城にたいする刑事手続点描——ザクセンシュピーゲルを中心に——」〔熊本法学〕57号(1988)199頁(ザクセンシュピーゲル II 72 § 2) 参照。
- (10) Ruser (前注3) nr.1272-1.cf.Pfeiffer (前注3) nr.87 (要録).
- (11) Ruser (前注3) nr.1272-2 (要録); Pfeiffer (前注3) nr.88 (要録).
- (12) Pfeiffer (前注3) nr.86 (要録).
- (13) Ruser (前注3) nr.1294.cf.Pfeiffer (前注3) nr.92 (要録).
- (14) Ruser (前注3) nr.1298.cf.Pfeiffer (前注3) nr.94 (要録).
- (15) Ruser (前注3) nr.1302.cf.Pfeiffer (前注3) nr.97 (要録).
- (16) Ruser (前注3) nr.1308.cf.Pfeiffer (前注3) nr.104 (要録).
- (17) cf.Cohn, Georg, Die Justizverweigerung im altdeutschen Recht (Die Verbrechen im öffentlichen Dienst nach altdeutschen Rechts, 1.Abt.), Karlsruhe 1876,10.
- (18) MGH Const.10, hg.v.Kuhn, Margarete,Weimar 1987 nr.575; Monumenta Boica 42, München 1874,nr.29; Hennebergisches Urkundenbuch, hg.v.Bechstein, Ludwig/Brückner, Georg, 2, Meiningen 1847,nr.110.cf.Ruser (前注3) nr.1239 (要録); Pfeiffer (前注3) nr.24 (要録). また Vielau,Hermann,Beiträge zur Geschichte der Landfrieden Karls IV.–Die Fränkischen und Mittelrheinischen Landfrieden,Halle 1877,31-33 を参照。
- (19) Ruser (前注3) nr.1241.
- (20) Pfeiffer (前注3) nr.28.
- (21) Ruser (前注3) nr.1248.cf.Pfeiffer (前注3) nr.40 (要録); Die Urkunden der Reichsstadt Rothenburg 1182-1400, bearb.v.Schnurrer, Ludwig, Neustadt/Aisch 1999,nr.1013 (要録). cf.Schnurrer,Ludwig,Die Reichsstadt Rothenburg im Zeitalter Karls IV 1346-1378,in:Blätter f.deutsche Landesgeschichte,114,1978,571

- (Anm.76), 607 mit Anm.383 (= Schnurrer, Ludwig, Rothenburg im Mittelalter. Studien zur Geschichte einer fränkischen Reichsstadt, 2.Aufl., Rothenburg ob der Tauber 2008, 132 [Anm.76], 162 mit Anm.395); Schnurrer, Ludwig, Rothenburg und das Hochstift Würzburg im Spätmittelalter, in: Würzburger Diözesangesichtsblätter, 37/38, 1975, 497 (Anm.120) (= Schnurrer, Ludwig, Rothenburg im Mittelalter, a.a.O., 245 [Anm.128]).
- (22) MGH Const.10, hg.v. Kuhn, Margarete, Weimar 1987, nr.578, Monumenta Boica 42 (前注18) nr.30.cf.Regesta Imperii 8 (1968) nr.1581 (要録); Schnurrer (前注21) nr.938 (要録). cf.Schnurrer, Die Reichsstadt Rothenburg im Zeitalter Karls IV (前注21) 570 (Anm.68), 591 (Anm.254), 594 (Anm.281) (= Schnurrer, Ludwig, Rothenburg im Mittelalter [前注21]) 131 [Anm.68], 148 [Anm.265], 151 [Anm.292]; Schnurrer, Rothenburg und das Hochstift Würzburg (前注21) 497 (Anm.116) (= Schnurrer, Ludwig, Rothenburg im Mittelalter [前注21] 245 [Anm.124]).
- (23) Landwehr, Götz, Die Verpfändung der deutschen Reichsstädte im Mittelalter, Köln/Graz 1967, 26 (Anm.94~110), 31-32 (Anm.79a~88a).
- (24) Monumenta Boica 41, München 1872, nr.142; Landwehr (前注23) 32 (Anm.86).
- (25) Schnurrer, Rothenburg und das Hochstift Würzburg (前注21) 497 (Anm.118) (= Schnurrer, Rothenburg im Mittelalter [前注21] 245 [Anm.126]).
- (25a) 拙稿 (前注2) 65頁 (横組頁) ([3]) 以下 (「紛争が見え易くなる」・紛争に「参加し易く」なる)。
- (26) Schnurrer, Ludwig, Rothenburg im Schwäbischen Städtebund, in: Esslinger Studien, 15, 1969, 18 mit Anm.49 (= Schnurrer, Rothenburg im Mittelalter [前注21] 89 [Anm.49]); Schnurrer, Die Reichsstadt Rothenburg im Zeitalter Karls IV (前注21) 574 (Anm.100), 580 (Anm.156), 582 (Anm.170) (= Schnurrer, Rothenburg im Mittelalter [前注21] 134 [Anm.100], 139 [Anm.156], 141 [Anm.170]).
- (27) Ruser (前注3) nr.1254.cf.Pfeiffer (前注3) nr.52 (要録); Schnurrer (前注



- 21) nr.1135 (要録).
- (28) Ruser (前注3) nr.1254a.cf.Pfeiffer (前注3) nr.58 (要録 [1366年2月20日とみる]).
- (29) Fischer (前注6 a) Beilagen nr.2 ([5]). cf.Ruser (前注3) nr.1255 (要録 [4]); Pfeiffer (前注3) nr.62 (要録 [5]); Hohenlohisches Urkundenbuch, bearb.v.Weller, Karl, 3, Stuttgart 1912,nr.369 (要録); Urkundenbuch der Reichsstadt Windsheim von 741-1400, bearb.v.Schultheiss, Werner, Würzburg 1963,nr.286 (要録).
- (30) Ruser (前注3) nr.1253.cf.Regesta Imperii 8 (前注22) nr.2992 (要録); Pfeiffer (前注3) nr.48 (要録), Schnurrer (前注21) nr.1108 (要録).
- (31) Pfeiffer (前注3) nr.42;Fischer (前注23) Beilagen nr.1.cf.Ruser (前注3) nr.1251 (要録).
- (32) Ruser (前注3) nr.1304.cf.Weller (前注29) 3 nr.475 (要録); Pfeiffer (前注3) nr.99 (要録); Schnurrer (前注21) nr.1558a (要録).
- (33) ハインリヒ・トップラー (1340/50~1408) の伝記は Schnurrer, Ludwig; Heinrich Toppler,in:ders.,Rothenburg im Mittelalter (前注21) 25-46 を参照。
- (34) Ruser (前注3) nr.1305 (要録); Pfeiffer (前注3) nr.100 (要録); Schnurrer (前注21) nr.1559 (要録). また拙著 (前注3) 288頁 (注424)。
- (35) Ruser (前注3) nr.1247.cf.Schultheiss (前注29) nr.205 (要録); Pfeiffer (前注3) nr.38 (要録).
- (36) 石井良助『日本不動産占有論——中世における知行の研究』(創文社・1952) 205頁。
- (37) Die Urkunden und Akten der oberdeutschen Städtebünde.Bd.3:Oberdeutsche und schweizerische Städte-und Landfriedensbündnisse von 1381 bis 1389,2.Teil, bearb.v.Ruser,Konrad,Göttingen 2005,nr.1574.cf.Schultheiss (前注29) nr.366 (要録); Pfeiffer (前注3) nr.132 (要録).
- (38) ラント平和裁判におけるウァフェーデ誓約の他の一例 (1408年) としては、拙著 (前注5) 90頁 (注126) 参照。

論 說

- (38a) 拙著 (前注 5) 357頁 ([ 3 ]) 以下参照。
- (39) Ruser (前注 3) nr.1248b.
- (40) Ruser (前注 3) nr.1248a; Regensburger Urkundenbuch, 2, bearb.v.Bastian, Franz/Widemann, Josef, München 1956, nr.130.
- (41) Ruser (前注 3) nr.1244
- (42) Ruser (前注 37) nr.1573.
- (43) Ruser (前注 3) nr.951 ([1372 Apr.11 (Straßburg)]) を参照。
- (44) Pfeiffer (前注 3) nr.28.
- (45) Bastian/Widemann (前注 40) nr.1223.cf.Ruser (前注 3) nr.1322 (要録); Pfeiffer (前注 3) nr.125 (要録).
- (46) テキストは Vigener (前注 6) 660-669.要録として Pfeiffer (前注 3) nr.110; Ruser (前注 3) nr.1314.
- (47) MGH Const.9 nr.606 ([ 2 ]); Monumenta Boica 41 (前注 24) nr.149; Michelsen, A.L.J., Urkundlicher Beitrag zur Geschichte der Landfrieden in Deutschland, 1863, 29-30 (V.). cf. Hohenlohisches Urkundenbuch, 2 (1311- 1350), bearb.v.Weller, Karl, Stuttgart 1901, nr.791; Pfeiffer (前注 3) nr.15 (要録 [ 2 ]); Ruser (前注 3) nr.1234 (要録 [ 2 ]).
- (48) Regensburger Urkundenbuch, 1, bearb.v.Widemann, Josef, München 1912, nr.1280; MGH Const.10 nr.175. cf. Ruser (前注 3) nr.1237 (要録); Pfeiffer (前注 3) nr.19 (要録).
- (49) 拙稿「報復としての差押えについて——中世後期ドイツの都市史料から」【熊本法学】95号 (1999) 139 (注122) 以下参照。
- (50) Landwehr (前注 23) 25 (Anm.79), 26 (Anm.98), 27 (Anm.111).
- (51) 例えば Pfeiffer (前注 3) nr.28, 35, 37 を参照。
- (52) MGH Const.11 nr.236; Monumenta Boica 42 (前注 18) App.nr.2.cf.Ruser (前注 3) nr.1246 (要録); Pfeiffer (前注 3) nr.32 (要録); Regesta Imperii 8 (前注 22) nr.1912 (要録); Weller (前注 29) 3 nr.375 (要録).
- (53) MGH Const.11 nr.216; Monumenta Boica 42 (前注 18) nr.40.

- (54) cf.Schwerin, Claudius Frh.v./Thieme, Hans, Grundzüge der deutschen Rechtsgeschichte, 4. Aufl., Berlin/München 1950,82;Schröder, Richard/Künßberg, Eberhard Frh.v., Lehrbuch der deutschen Rechtsgeschichte, 7.Aufl.,Leipzig 1932,594 (Anm.3).
- (55) Bastian/Widemann (前注40) nr.129.cf.Ruser (前注3) nr.1249 (要録).
- (56) この言葉は、ラント平和令自体にも知られる。1377年5月28日ローテンブルク平和令によれば諸侯やグラーフまた都市（ラント平和誓約者）の所有する土地に住むにもかかわらずラント平和を誓約しようとせぬ騎士および騎士従士が「ラント平和の敵（dez lantfrids veint）」と呼ばれている。Vigener (前注6) 669 ([29]).
- (57) 拙稿「紛争と日常のはざま——アジア・アフリカ社会の事例から——」吉田勇編著『紛争解決システムの新展開』（2009・成文堂）74頁。